

**北竜町**  
**第9期高齢者保健福祉計画・**  
**介護保険事業計画**  
**（成年後見制度利用促進基本計画）**

**令和6年3月**  
**北竜町**



# 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の根拠法と位置付け.....	2
3 他計画との関係.....	3
4 計画期間.....	3
5 計画の策定体制.....	4
6 日常生活圏域の設定.....	4
7 国の基本指針.....	5
<b>第2章 高齢者を取り巻く状況</b> .....	<b>6</b>
1 高齢者の現状.....	6
2 地域包括ケアシステムの状況.....	9
3 高齢者福祉サービスの状況.....	12
4 保健事業の状況.....	14
5 介護保険事業の実施状況.....	15
6 アンケート調査結果.....	23
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>36</b>
1 基本理念.....	36
2 基本目標.....	37
3 施策体系.....	38
<b>第4章 高齢者福祉施策の推進</b> .....	<b>39</b>
1 地域包括ケア体制の充実.....	39
2 認知症対策の推進.....	44
3 地域共生社会の実現.....	46
4 健康づくりの推進.....	47
5 介護予防の総合的な推進.....	48
6 生きがいづくりの促進.....	50
7 介護保険サービスの充実.....	51
8 高齢者福祉サービスの充実.....	52
9 生活安全対策の推進.....	54

<b>第5章 介護保険事業の推進</b> .....	<b>56</b>
1 将来推計.....	56
2 サービス見込量の推計.....	59
3 介護保険料の算定.....	64
<b>第6章 計画における目標設定</b> .....	<b>67</b>
1 施策・指標マップ.....	67
2 成果指標・目標.....	68
<b>第7章 計画の推進</b> .....	<b>69</b>
1 保健・医療・福祉の連携体制の構築.....	69
2 行政等の体制.....	69
3 計画の普及・啓発.....	69

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

本町では、令和3年3月に「北竜町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「高齢者が安心して快活に過ごせるまち」を基本理念として、生涯にわたって生き生きと心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持って地域で暮らし続けられるまちづくりを進めてきました。

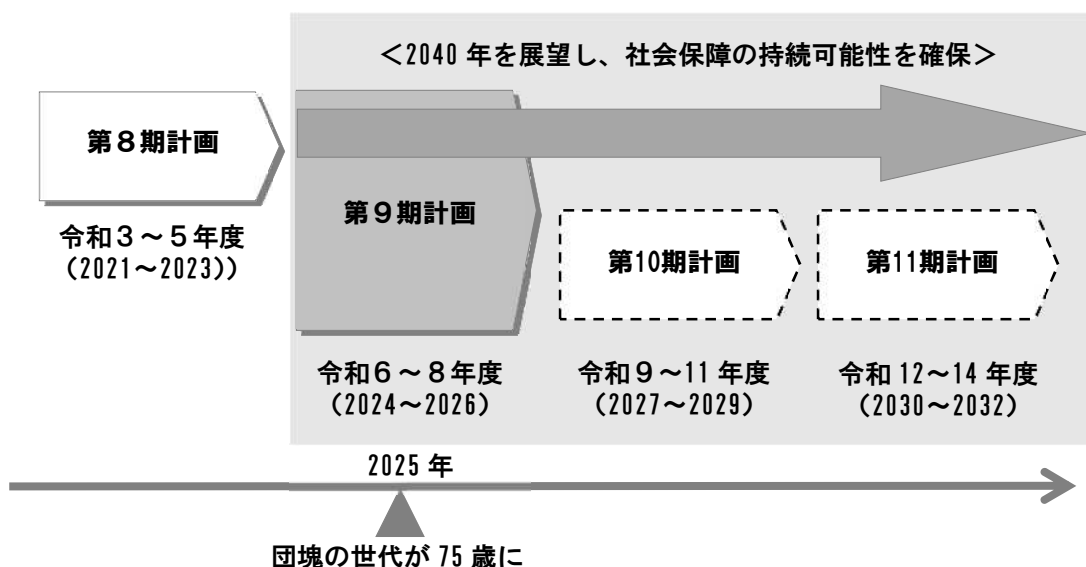
今回策定する「北竜町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）は、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を視野に入れつつ、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が求められることとなります。

足下においては、これまでの経年的な変化の把握を行うとともに、高齢者の状況・意向の実態把握を行い、総合的な高齢者保健福祉施策のさらなる推進と円滑な実施を目指していく必要があります。

全国的な傾向と同様、北竜町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービスを充実させていく必要があります。

本計画では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、北竜町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

### ■国における第9期介護保険事業計画の位置付け



## 2 計画の根拠法と位置付け

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

本町においては、道の計画作成指針に則しつつ、介護予防の観点からも、高齢者の保健・福祉・医療分野の連携による総合的な取組が不可欠であることから、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の計画として策定しています。

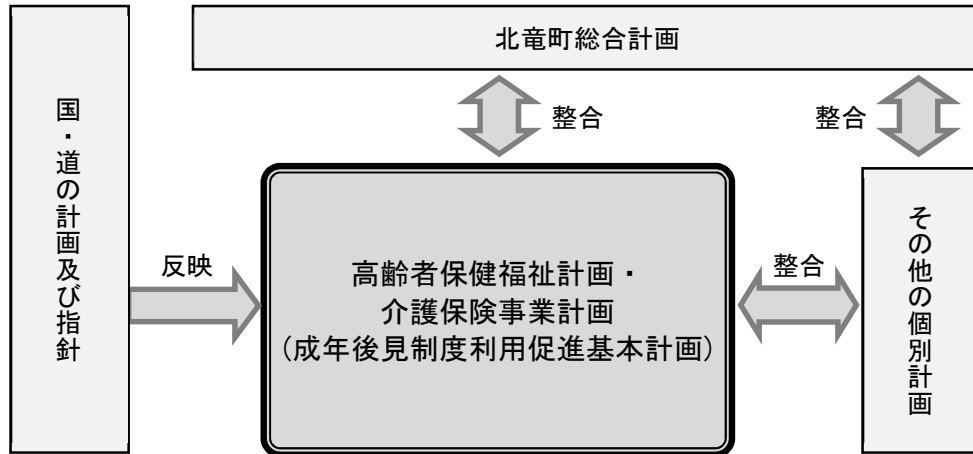
また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進基本計画として位置付け、成年後見制度を必要とする人の早期発見と利用促進を図るための支援体制づくりを推進します。

<b>老人福祉法 第20条の8</b>	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
<b>介護保険法 第117条第1項</b>	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。
<b>成年後見制度の 利用の促進に関 する法律 第14条第1項</b>	市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 3 他計画との関係

本計画は、北竜町のまちづくりの基本構想及びこれに基づく基本計画を定めた「北竜町総合計画」の健康・福祉分野の個別計画として高齢者施策を総合的に展開します。また、高齢者保健福祉に関連する国、道並びに各所管で定める福祉関連計画や防災関連計画など関連個別計画と調和させ、整合性を図りながら取り組んでいくこととします。

■本計画と他の計画との関係



### 4 計画期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、本計画の最終年度である令和8年度に見直しを行います。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第8期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			第9期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (成年後見制度利用促進基本計画)			第10期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (成年後見制度利用促進基本計画)		
		見直し			見直し			

## 5 計画の策定体制

---

### (1) 北竜町高齢者福祉推進協議会の設置

---

関係各課・機関と適宜連絡調整を行うとともに、保健医療福祉関係者等による「北竜町高齢者福祉推進協議会」を設置し、本計画の審議を行いました。

### (2) 意向の把握

---

#### ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

地域の課題や必要となるサービスの把握や分析を行うため、65歳以上の自立高齢者及び要支援1・2の認定を受けている高齢者を対象とした日常生活圏域ニーズ調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。

#### ②在宅介護実態調査の実施

要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスの在り方を検討し、計画に反映させることを目的として実施しました。

## 6 日常生活圏域の設定

---

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町の面積、高齢者人口等を勘案し、町内を1つの日常生活圏域として設定しています。

## 7 国の基本指針

第9次介護保険事業計画においては、第8次での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年を展望しながら、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた位置付けとなることが求められます。

### ■ 第9次介護保険事業計画において記載を充実する事項

#### 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域との関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

#### 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業等による障がい者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

#### 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

[出典] 社会保障審議会（介護保険部会 第107回）資料より

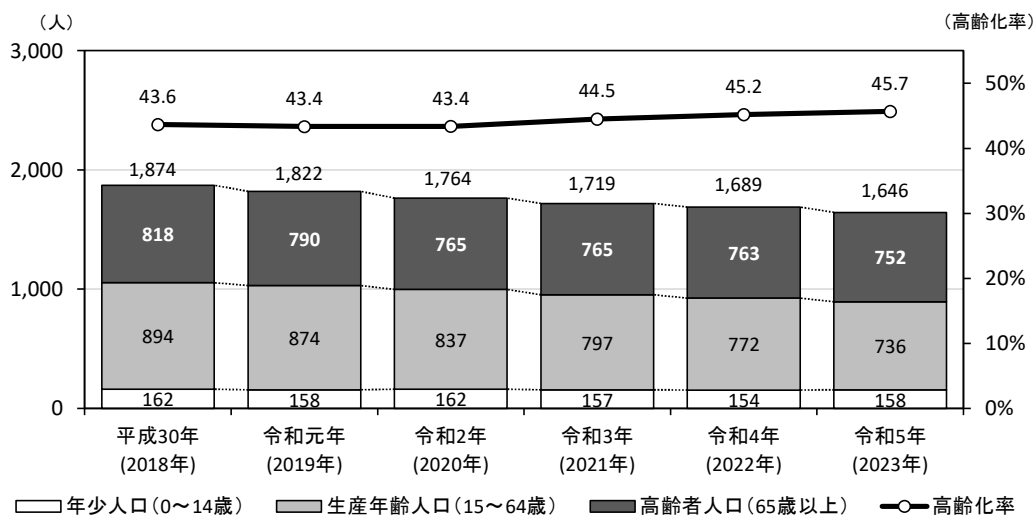
# 第2章 高齢者を取り巻く状況

## 1 高齢者の現状

### (1) 総人口の推移

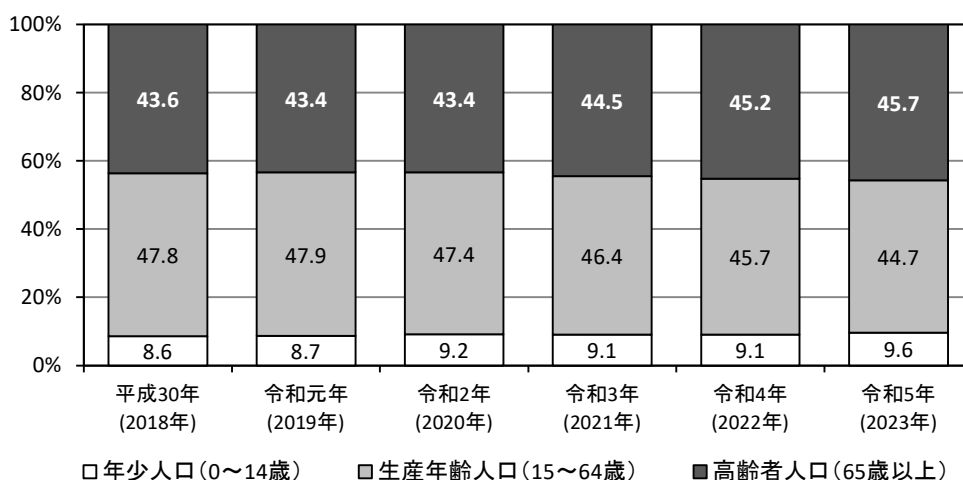
住民基本台帳をもとに年齢3区分別の人口をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）と同様に高齢者人口（65歳以上）も減少している状況にあり、令和5年の高齢者人口は752人となっています。高齢化率は上昇が続いており、令和5年は45.7%となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



[出典]住民基本台帳（各年9月末現在）

■年齢3区分人口別割合の推移



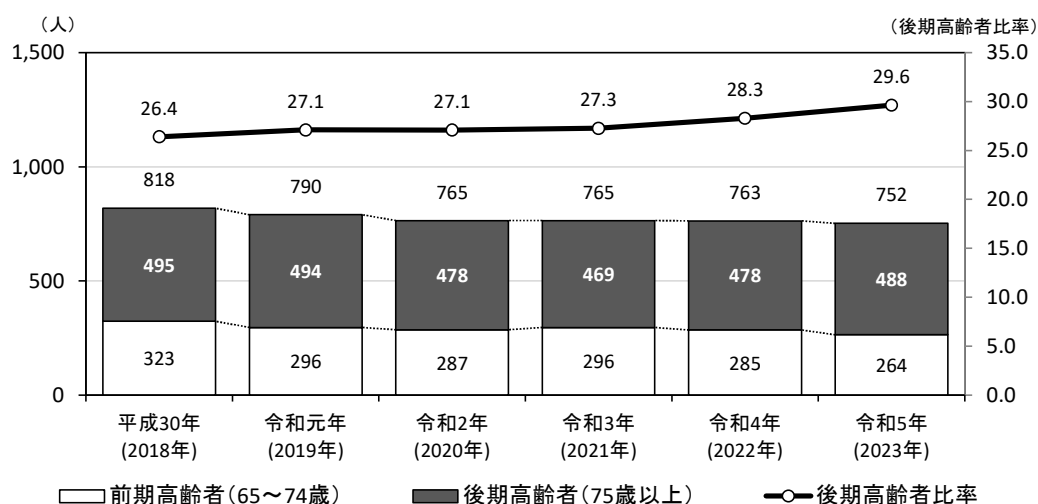
[出典]住民基本台帳（各年9月末現在）

## (2) 高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年度ごとに増減はあるもののおおむね減少傾向にあります。一方、後期高齢者（75歳以上）は令和3年まで減少が続いていましたが、令和4年から増加に転じている状況です。

また、総人口に占める後期高齢者の比率はゆるやかに上昇しています。

### ■ 高齢者人口の推移



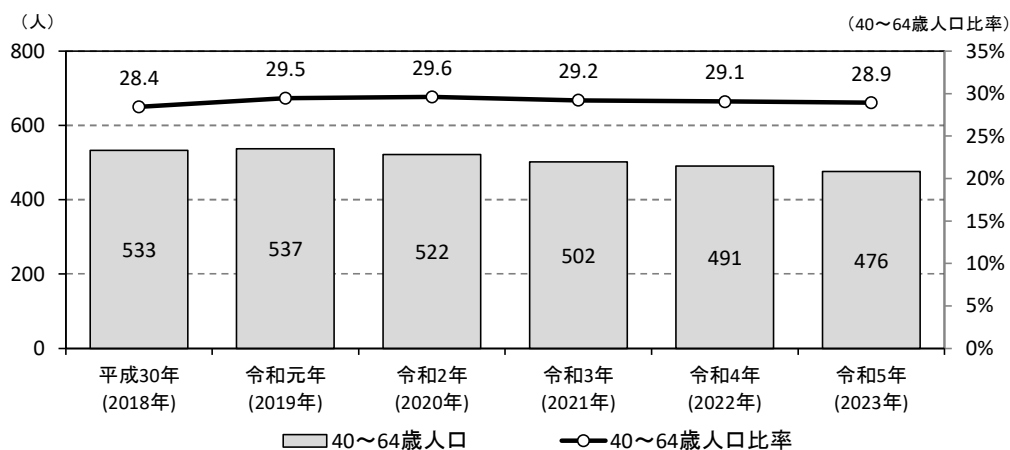
[出典] 住民基本台帳（各年9月末現在）

## (3) 40～64歳人口の推移

40～64歳（第2号被保険者）の人口は令和2年から減少が続いており、令和5年には476人となっています。

40～64歳人口比率（総人口に占める40～64歳人口の割合）は令和2年の29.6%を頂点にゆるやかな下降傾向となっており、令和5年には28.9%となっています。

### ■ 40～64歳人口の推移



[資料] 住民基本台帳（各年9月末現在）

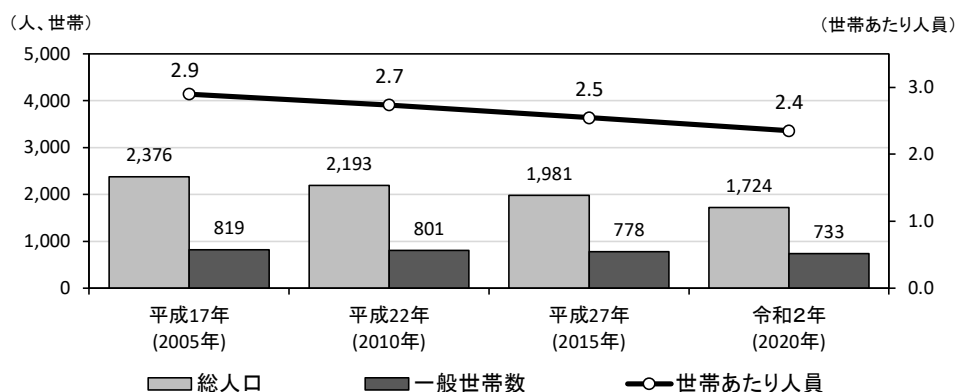
### (4) 世帯数の推移

一般世帯数は減少を続けており令和2年には733世帯となっています。

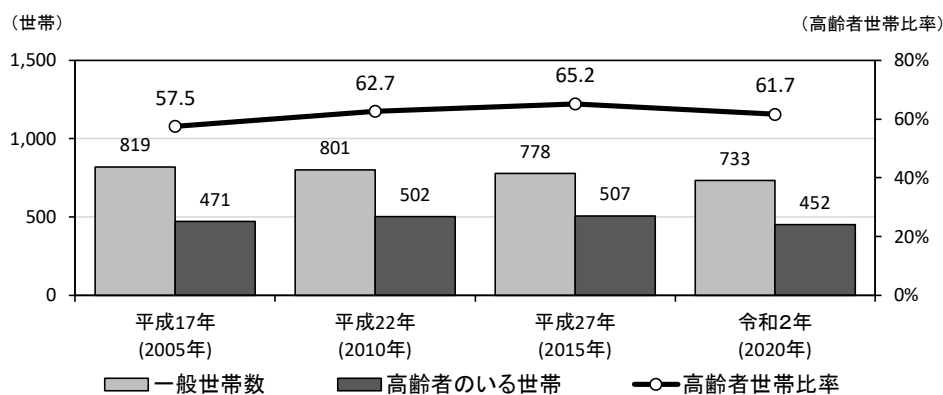
総人口と一般世帯数から求められる世帯あたり人員も、平成17年の2.9から令和2年には2.4まで減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

また、高齢者世帯を世帯類型別にみると、高齢者世帯に占める1人暮らし世帯の割合は増加を続け、令和2年には123世帯となっており、高齢者世帯の27.2%を占める状況です。

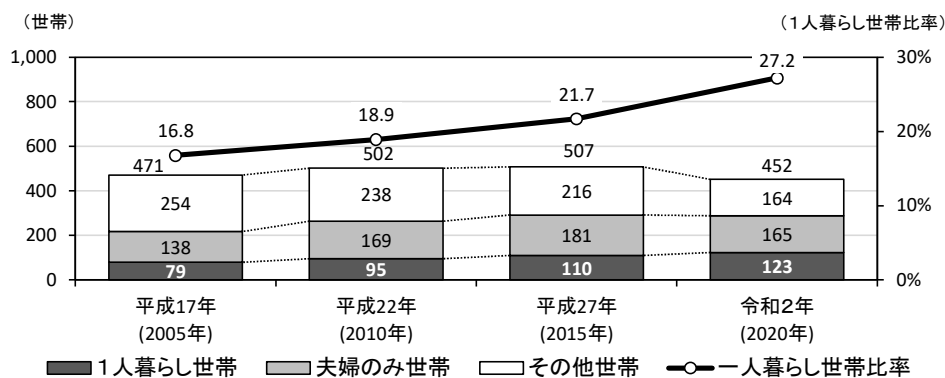
#### ■ 総人口と世帯数の推移



#### ■ 高齢者世帯の推移



#### ■ 世帯類型別高齢者世帯の推移



[出典] 上記グラフすべて国勢調査

## 2 地域包括ケアシステムの状況

### (1) 地域包括支援センター

北竜町地域包括支援センターは平成18年4月に町直営で設置され、保健師・社会福祉士等の専門職が配置されています。高齢者やその家族の相談、介護予防教室、認知症予防事業に取り組んでいます。

また、運営協議会を開催し、地域包括支援センターの現状及び課題の把握、対応等の検討を行っています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置職員	職員数（人）	7	7	7
運営協議会	実施回数（回）	1	1	1

### (2) 地域ケア会議

個別事例の検討を通じて、地域の支援者を含めた多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築や地域課題の把握を行い、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指しています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア個別会議	開催回数（回）	8	12	12
地域ケア推進会議	開催回数（回）	5	8	10

※令和5年度は予定回数

### (3) 在宅医療と介護の連携事業

平成28年度より北空知1市4町で北空知地域医療・介護連携支援センターに委託して在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。

主に医療・介護情報共有支援の在り方、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築、医療・介護関係者による多職種連携による研修会、地域住民への啓発に取り組んでいます。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
多職種による研修会	開催回数（回）	2	2	2
運営会議	開催回数（回）	3	3	4

※令和5年度は予定回数

## (4) 認知症対策

高齢化により認知症の方の増加が見込まれる中、北竜町では以下の対策に取り組んでいます。

### ①認知症サポーター養成事業

認知症についての正しい理解を持ち、見守ることができる認知症サポーターを養成することで、認知症の人とその家族が地域で安心して生活できる環境づくりを行っています。

また、これまでに認知症サポーター養成講座を受講したことがある方を対象として、認知症についてさらに知識や対応スキルを向上させるための、認知症サポーターステップアップ講座の開催を始めています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座	開催回数(回)	2	2	2
認知症サポーター	人数(人)	38	18	26
認知症サポーターステップアップ講座	開催回数(回)	-	-	6
ステップアップ講座受講数	人数(人)	-	-	46

※令和5年度は予定回数及び人数(小学校4年生:6名、中学校2年生:20名)

### ②認知症初期集中支援推進事業

平成29年4月から、北空知1市4町で認知症初期集中支援チームを設置して認知症初期集中支援推進事業を実施しており、平成29年度に1件支援を実施しています。

この事業では、在宅で生活しているが認知症が疑われる人または認知症の人で医療、介護サービスを受けていない、または中断している人等に医師をはじめとする専門職がチームで早期介入し、自立生活のサポートを行っています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム 員研修修了者	人数(人)	2	3	3
認知症初期集中支援事業研 修会(広域)	開催回数	0	0	1

### ③認知症地域支援・ケア向上推進事業

平成29年度より認知症地域支援推進員を配置して以下の活動を実施しています。

- ・ 認知症のご本人、家族への相談支援
- ・ ボランティア等への認知症サポーター養成講座
- ・ 認知症サポーターステップアップ講座の実施
- ・ 認知症物忘れ相談の実施
- ・ 認知症ケアパスの作成・普及啓発

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症地域支援推進員	配置人数(人)	1	1	1

## ④認知症予防事業

認知症の予防に向けて、平成29年度から令和元年度までの3年間、北翔大学・NPOソーシャルビジネス推進センター、コープさっぽろと共催で、70歳以上の方を対象としてあたまの元気度テストを実施してきました。

その後事業内容を変更し、令和4年度に「脳体カトレーナーCogEvo」を導入した脳機能のトレーニングを実施し、令和5年度には脳の健康度セルフチェックツール「のうKNOW®」を活用した取組を推進しています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症予防事業参加者	延べ参加人数(人)		44	94

※令和5年度は実績見込み

## (5)生活支援体制整備事業

平成28年7月に北竜町生活支援等サービス体制整備協議会を設置しました。また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、北竜町生活支援等サービス体制整備協議会と協働しながら、ボランティア団体、地縁組織等に地域支援とネットワークづくりを図り、地域資源の把握・情報の共有、地域の課題等について連携を図っています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーター	配置人数(人)	2	2	2

### 3 高齢者福祉サービスの状況

#### (1) 高齢者等の生活支援

高齢者等の生活支援サービスとして電話サービス、除雪サービス、移送サービスの軽度生活支援を毎年度実施しています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
電話サービス	利用者数（人）	43	45	47
除雪サービス	利用者数（人）	12	12	—
移送サービス	利用者数（人）	13	11	12
洗濯サービス	利用者数（人）	0	0	2
生活管理指導	利用者数（人）	3	0	0
配食サービス	利用者数（人）	15	17	12

※令和5年度は6月末現在の実績

#### (2) 生きがい活動支援

生きがい活動支援事業は令和2年度より、福祉センターから地域支え合いセンターに会場を変更し、回数を増加して実施しています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生きがい活動支援	利用者数（人）	60	69	45

※令和5年度は6月末現在の実績

#### (3) 家族介護支援

在宅介護サービス利用手当は、要介護3～5の方で在宅介護サービスを利用している場合に1ヶ月9,000円を支給しています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅介護サービス利用手当	延べ件数（件）	94	89	88

※令和5年度は実績見込み

## (4) 高齢者向け住環境

### ① 高齢者住宅

町内の高齢者の住まいとして高齢者住宅48戸が整備されています。

団地名	戸数（戸）
なごみ団地（和本町）	8
いちい団地（和東町）	32
みどり団地（碧水）	8

### ② 入所・入居施設

町内の介護保険施設サービス及び高齢者の住まいの整備状況は下表のとおりです。

養護老人ホームは町内にありませんが、他市町村の施設を利用しています。

サービス	施設名	定員（人）
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム「北竜町永楽園」	80
認知症対応型共同生活介護	グループホーム碧水	18

### ③ 人にやさしい住環境整備事業（住宅改修）

より良い在宅生活が送られるよう、バリアフリー等の改築工事の軽費に対し助成を行っています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人にやさしい住環境整備事業（住宅改修）	申請件数（件）	1	1	1
	助成金額（千円）	500	500	500

※令和5年度は6月末現在の実績

## (5) その他の高齢者福祉事業

### ①老人クラブ

老人クラブは、社会奉仕活動、生きがいを高めるための活動や健康づくりのための活動を総合的に実施しています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位老人クラブ	団体数（団体）	13	13	13
登録会員	会員数（人）	501	503	502

※令和5年度は6月末現在の実績

### ②緊急通報システム

高齢者のみの世帯等を対象に緊急通報システムを貸与し、病気、事故等の非常時における安全確保に努めています。今後とも高齢者世帯の増加に伴い、設置台数を増加する予定です。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報システム	設置台数（台）	53	50	48

※令和5年度は6月末現在の実績

## 4 保健事業の状況

健康教育や健康相談など健康づくりの普及・啓発や各種検診等により、高齢者一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう支援を行っています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
こころの健康教室 （メンタルヘルス講演会）	開催回数（回）	2	5	3
老人クラブ健康教室	開催回数（回）	10	11	13
特定健診	受診率（％）	48.2	45.5	50.5
後期高齢者健診	受診率（％）	17	18.4	18.1
高齢者インフルエンザ ワクチン接種	接種率（％）	60	64.4	61.1
高齢者肺炎球菌ワクチン 接種	接種率（％）	30.3	16.2	19.3

※令和5年度は実績見込み

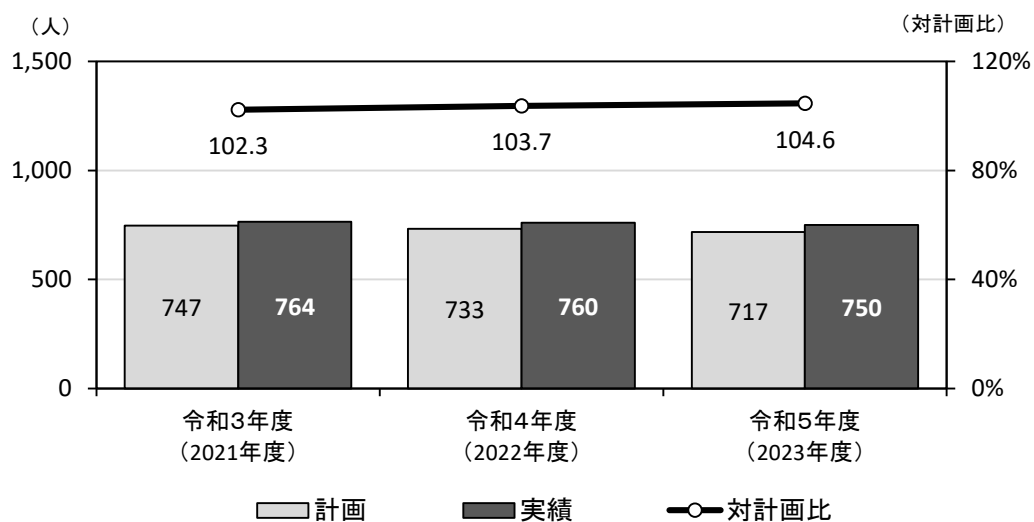
## 5 介護保険事業の実施状況

### (1) 第1号被保険者数と認定者数の状況

第1号被保険者数の実績は計画値を上回って推移しており、令和5年度の実績は対計画比で104.6%となる見込みです。

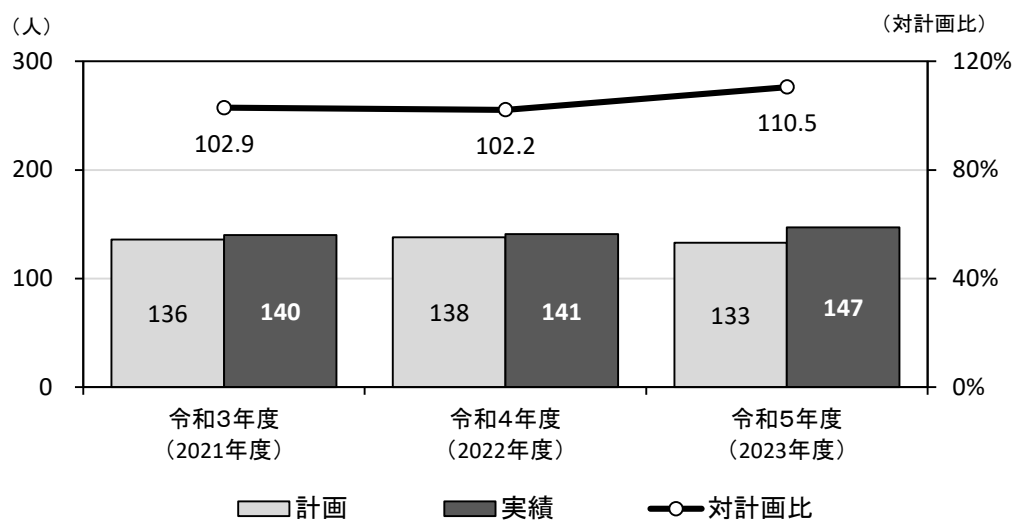
要介護認定者数の実績も計画値を上回って推移しており、令和5年度の実績は対計画比で110.5%となる見込みです。

#### ■ 第1号被保険者数の計画値と実績値



[出典] 介護保険事業報告月報（各年9月末現在）

#### ■ 要介護認定者数の計画値と実績値

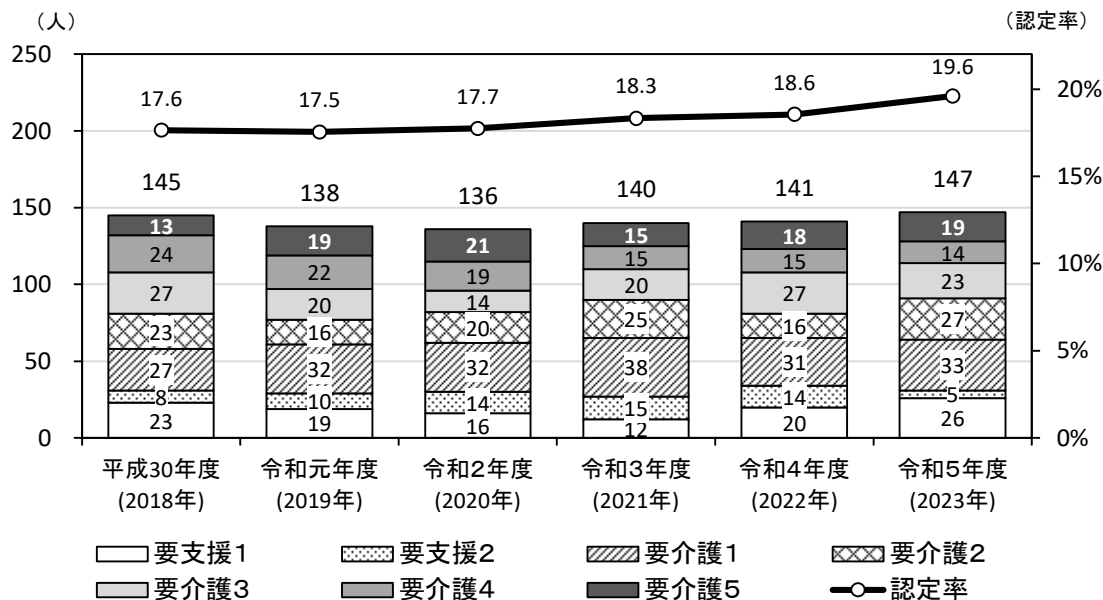


[出典] 介護保険事業報告月報（各年9月末現在）

## (2) 要介護認定率と要介護度の推移

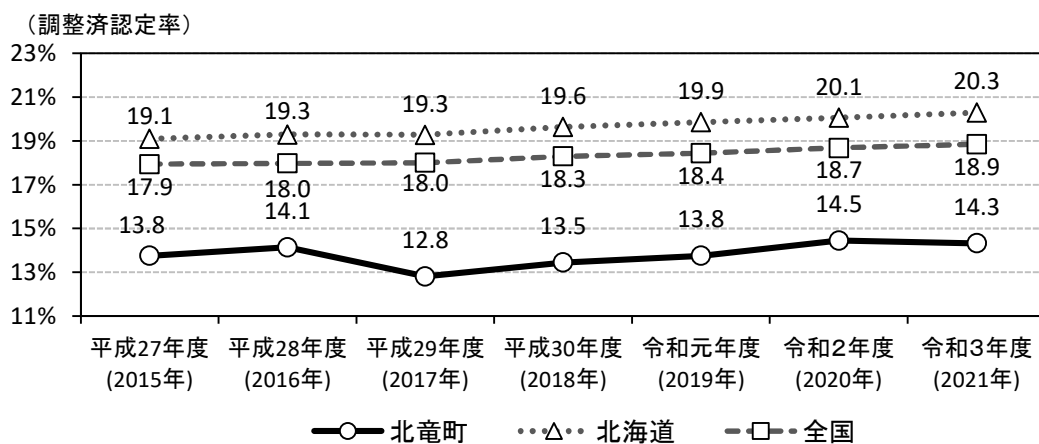
要介護認定率は令和2年度の17.7%から増加を続けており、令和5年度は19.6%となっています。性別と年齢の影響を受けないように調整した調整済認定率<sup>※1</sup>の推移をみると、北竜町は全国・北海道よりも低く推移しています。

### ■ 要支援・要介護認定者数と認定率の推移



[出典]介護保険事業報告月報（各年9月末現在）

### ■ 調整済認定率の推移



[出典]見える化システム（現状分析：B5-a. 調整済認定率）

※1 調整済認定率

性別・年齢の調整を行い、同じ人口構成と仮定した要介護認定率のこと。要介護認定率に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性別と年齢構成」の影響を除外し、他保険者等との比較の際に用いられる。

## (3) 介護保険サービス別利用人数の状況

介護保険サービスの利用人数を対計画比で見ると、居住系サービスは認知症対応型共同生活介護の実績が計画を上回っている状況です。

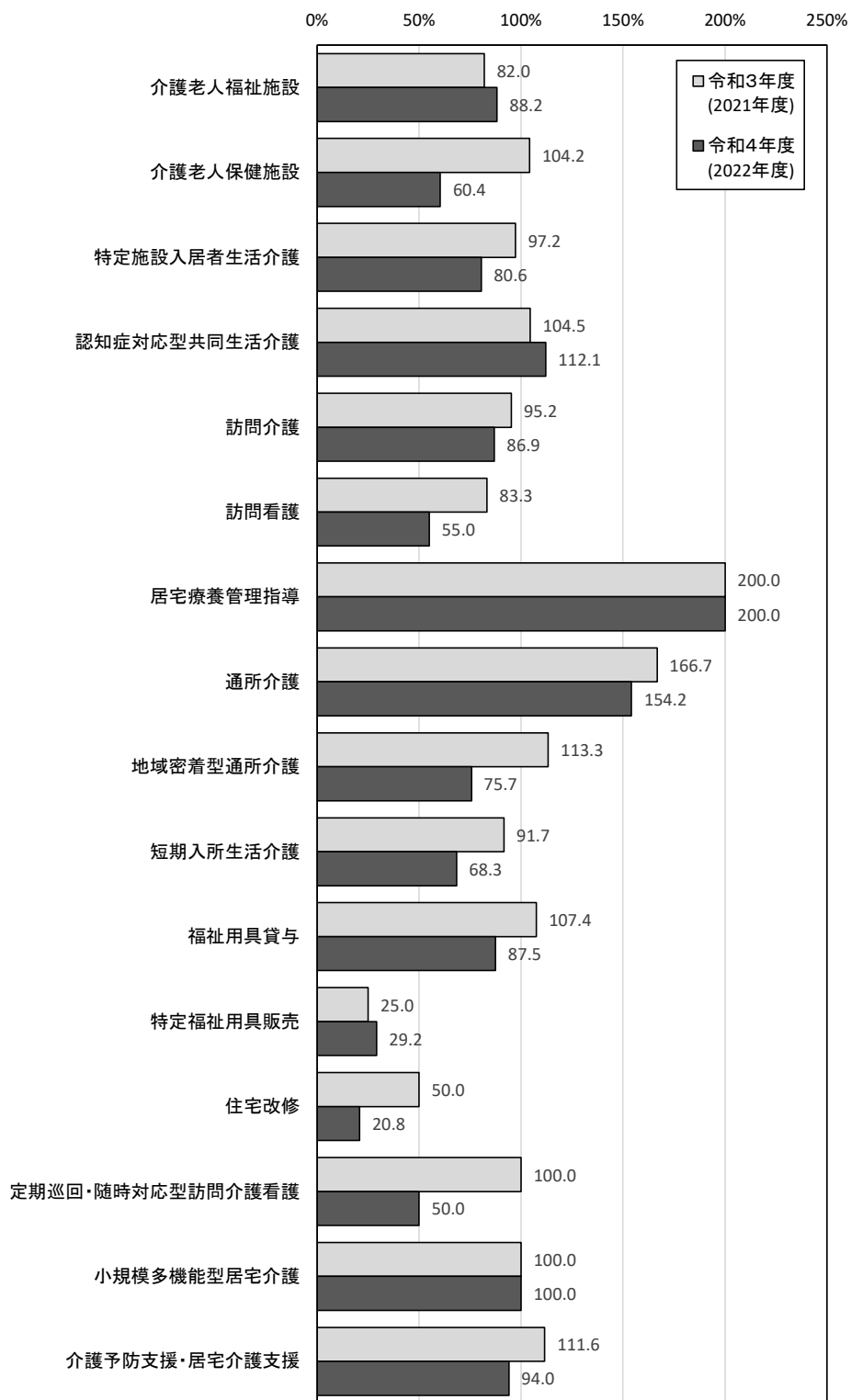
在宅サービスでは、居宅療養管理指導、通所介護の実績が計画を上回っている状況です。

## ■ サービス利用状況

	計画値（人）			実績値（人）		対計画比	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
施設サービス	564	576	588	473	484	83.9%	84.0%
介護老人福祉施設	516	516	516	423	455	82.0%	88.2%
介護老人保健施設	48	48	48	50	29	104.2%	60.4%
介護医療院	0	12	24	0	0	—	0.0%
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	—	—
居住系サービス	168	168	180	173	177	103.0%	105.4%
特定施設入居者生活介護	36	36	36	35	29	97.2%	80.6%
認知症対応型共同生活介護	132	132	144	138	148	104.5%	112.1%
在宅サービス	—	—	—	—	—	—	—
訪問介護	84	84	84	80	73	95.2%	86.9%
訪問入浴介護	0	0	0	9	5	—	—
訪問看護	60	60	60	50	33	83.3%	55.0%
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	—	—
居宅療養管理指導	24	24	24	48	48	200.0%	200.0%
通所介護	24	24	24	40	37	166.7%	154.2%
地域密着型通所介護	300	300	300	340	227	113.3%	75.7%
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	—	—
短期入所生活介護	240	240	252	220	164	91.7%	68.3%
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	8	—	—
福祉用具貸与	336	336	324	361	294	107.4%	87.5%
特定福祉用具販売	24	24	24	6	7	25.0%	29.2%
住宅改修	24	24	24	12	5	50.0%	20.8%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24	24	24	24	12	100.0%	50.0%
認知症対応型通所介護	12	12	12	0	0	0.0%	0.0%
小規模多機能型居宅介護	12	12	12	12	12	100.0%	100.0%
介護予防支援・居宅介護支援	552	552	540	616	519	111.6%	94.0%

[出典] 見える化システム

■ 介護保険サービス別利用人数の対計画比



## (4) 介護保険サービス別給付費の状況

介護保険サービスの給付費を対計画比で見ると、施設サービスは介護老人保健施設の令和3年度の実績が計画を上回っている状況です。

在宅サービスでは、訪問介護、居宅療養管理指導の実績が計画を大きく上回っているほか、通所介護、介護予防支援・居宅介護支援の実績が計画を上回っている状況です。

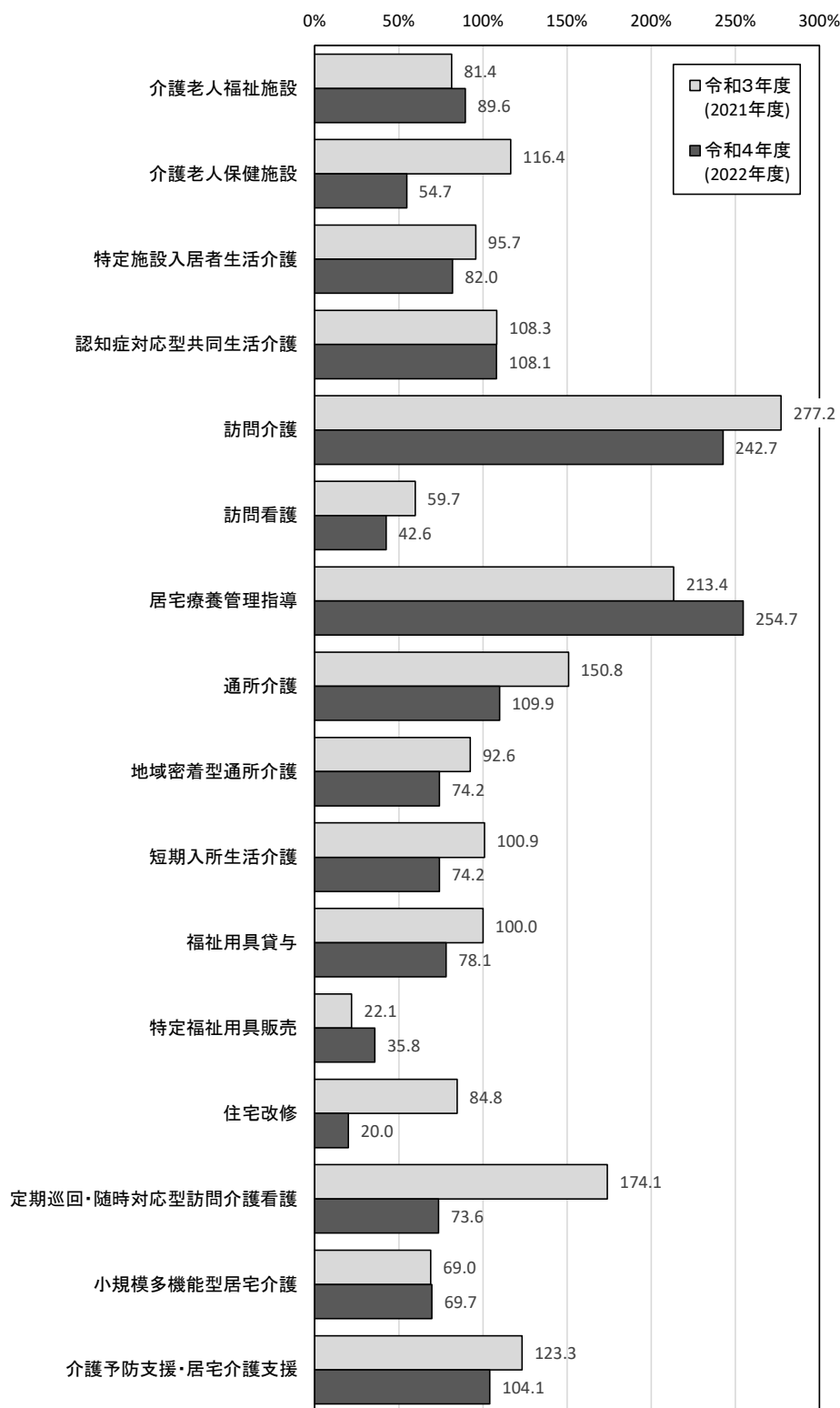
給付費合計で見ると令和3年度及び令和4年度の実績は計画を下回って推移しました。

## ■ 介護保険サービス別給付費

	計画値（千円）			実績値（千円）		対計画比	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
施設サービス	131,576	136,134	140,855	111,171	113,928	84.5%	83.7%
介護老人福祉施設	120,023	120,089	120,325	97,719	107,600	81.4%	89.6%
介護老人保健施設	11,553	11,560	11,560	13,452	6,328	116.4%	54.7%
介護医療院	0	4,485	8,970	0	0	—	0.0%
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	—	—
居住系サービス	37,707	37,727	40,725	40,079	39,215	106.3%	103.9%
特定施設入居者生活介護	6,068	6,071	6,071	5,808	4,979	95.7%	82.0%
認知症対応型共同生活介護	31,639	31,656	34,654	34,270	34,235	108.3%	108.1%
在宅サービス	59,199	59,230	59,656	66,260	51,209	111.9%	86.5%
訪問介護	3,443	3,445	3,445	9,544	8,361	277.2%	242.7%
訪問入浴介護	0	0	0	402	280	—	—
訪問看護	1,824	1,826	1,852	1,090	778	59.7%	42.6%
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	—	—
居宅療養管理指導	245	245	245	523	624	213.4%	254.7%
通所介護	1,146	1,146	1,146	1,729	1,260	150.8%	109.9%
地域密着型通所介護	15,036	15,044	15,300	13,918	11,160	92.6%	74.2%
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	—	—
短期入所生活介護	21,702	21,715	22,147	21,893	16,110	100.9%	74.2%
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	582	—	—
福祉用具貸与	2,864	2,864	2,789	2,864	2,238	100.0%	78.1%
特定福祉用具販売	497	497	497	110	178	22.1%	35.8%
住宅改修	1,533	1,533	1,533	1,300	307	84.8%	20.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,446	2,447	2,447	4,257	1,802	174.1%	73.6%
認知症対応型通所介護	533	533	533	0	0	0.0%	0.0%
小規模多機能型居宅介護	2,111	2,112	2,112	1,457	1,471	69.0%	69.7%
介護予防支援・居宅介護支援	5,819	5,823	5,610	7,174	6,060	123.3%	104.1%
総給付費	228,482	233,091	241,236	217,509	204,352	95.2%	87.7%

[出典]見える化システム

■介護保険サービス別給付費の対計画比



## (5) 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

平成24年度に創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」は、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者等に対して、きめ細やかな生活支援サービス等を市町村の判断により総合的に提供することができる事業です。

北竜町では平成29年4月から介護予防・日常生活総合事業を実施し、訪問型・通所型サービスの提供や、各種介護予防事業を推進しています。

### ①介護予防・生活支援サービス事業

北竜町では、要支援1・2と認定された方及び基本チェックリストにより事業対象者と判断された方を対象に訪問型サービス、通所型サービスを提供しています。また、通所型サービスでは従来の通所介護相当サービスに加え、緩和された基準によるサービス（通所型サービスA）を提供しています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス	利用者数（人）	5	9	8
通所介護相当サービス	利用者数（人）	2	2	3
通所介護サービスA	利用者数（人）	20	19	14

※利用者数は月あたりの平均人数、令和5年度は実績見込み

### ②一般介護予防事業

#### 1) 介護予防把握事業

訪問活動や老人会での健康教育時、後期高齢者健診時に後期高齢者の質問票を実施し、閉じこもりがち等何らかの支援を必要とする方を把握し、介護予防活動等につなげています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
後期高齢者の質問票	実施人数（人）	-	-	256

※令和5年度は実績見込み

#### 2) 介護予防普及啓発事業

75歳訪問、介護予防運動教室を行い、介護予防活動の普及・啓発を図っています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
75歳訪問	対象者（人）	-	29	30
	訪問・面接件数（人）	-	29	29
介護予防運動教室	開催回数（回）	123	127	129
	実参加者数（人）	43	37	32

※令和5年度は実績見込み

### 3) 地域介護予防活動支援事業

地域住民を主体とした介護予防活動の育成及び支援を行う事業です。運動・交流などを目的とした通いの場づくりを通して、地域資源の発掘と介護予防の推進を図っています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場支援	開催回数(回)	12	12	18

※令和5年度は実績見込み

### 4) 一般介護予防事業評価事業

地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組を推進するため、定期的に介護予防の取組状況等に関する評価を実施しています。

### 5) 地域リハビリテーション活動支援事業

平成28年4月から北空知1市4町の広域事業として、深川市立病院に委託しています。

現在作業療法士が町に派遣され事業を実施しています。活動内容としては、訪問・通所事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、サロン等住民主体の通いの場等でリハビリ専門職が関与し支援を行っています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別訪問	訪問回数(回)	12	22	14
通所事業所訪問	訪問回数(回)	10	9	4
介護予防事業 (住民主体の通いの場)	支援回数(回)	4	6	6
介護サービス担当職員研修	開催回数(回)	1	5	4

※令和5年度は実績見込み

## 6 アンケート調査結果

### (1) 日常生活圏域ニーズ等調査結果

第9期介護保険事業計画策定にあたって、高齢者の生活状況や支援ニーズ、在宅介護者の状況等を把握するため、国の示す調査手法に基づき、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

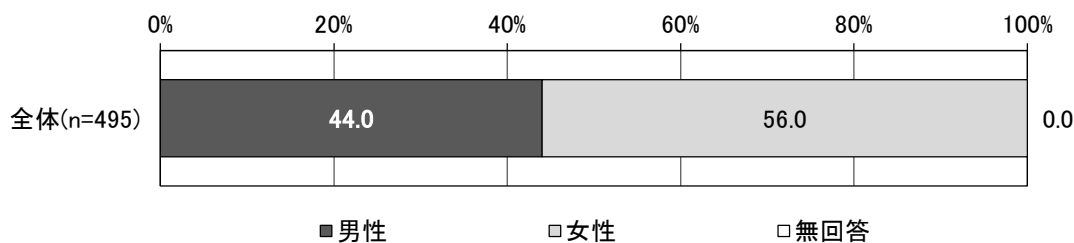
#### ■調査方法

調査の目的	要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。				
対象者	65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者				
調査時期	令和5年6月～令和5年7月				
調査方法	郵送による配布・回収				
配布数(票)	627	有効回収数(票)	495	有効回収率(%)	78.9%

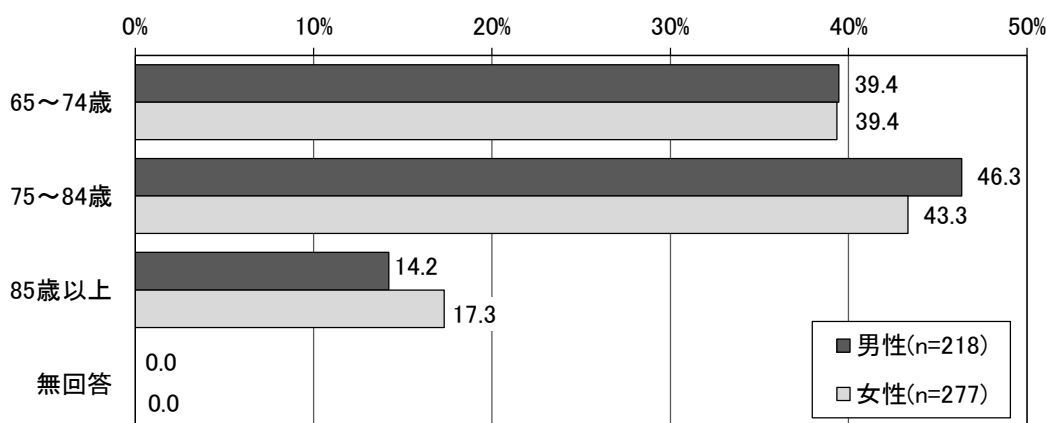
#### ①調査対象者の属性

調査対象者の性別は、男性が44.0%、女性が56.0%となっています。  
年齢は、男女ともに「75～84歳」が最も多くなっています

《調査対象者の性別》



《調査対象者の年齢》



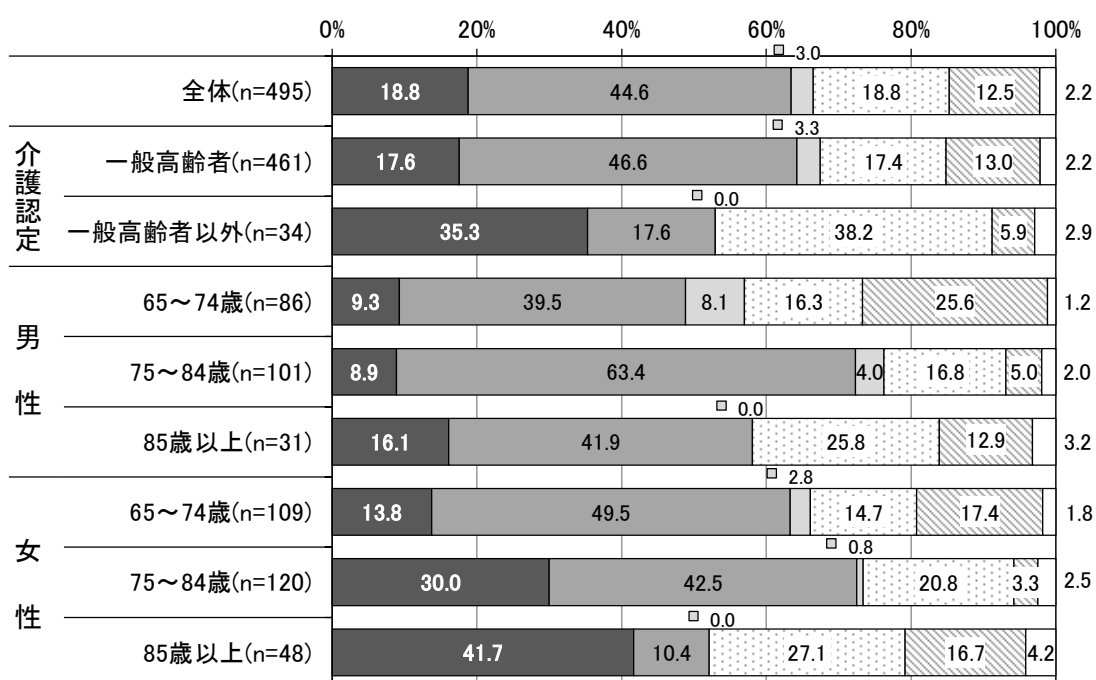
②家族や生活の状況

1) 家族構成

全体では、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が44.6%で最も多く、次いで「1人暮らし」「息子・娘との2世帯」(ともに18.8%)が続いています。

介護認定別で見ると、一般高齢者以外は「息子・娘との2世帯」が38.2%で最も多くなっています。

男女年齢階級別に「1人暮らし」をみると、男性は65～74歳、75～84歳が約10%、85歳以上は16.1%となっています。女性は年齢が高くなるにつれて多くなり、85歳以上では41.7%となっています。また、いずれの年齢も男性に比べて女性の方が「1人暮らし」の割合が多くなっています。

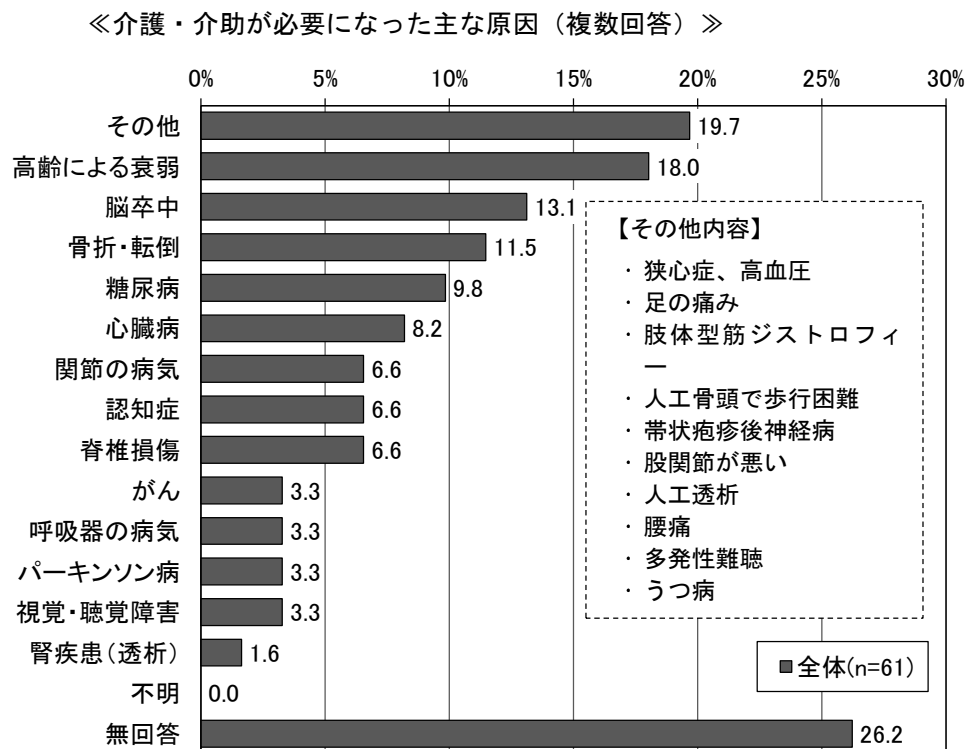
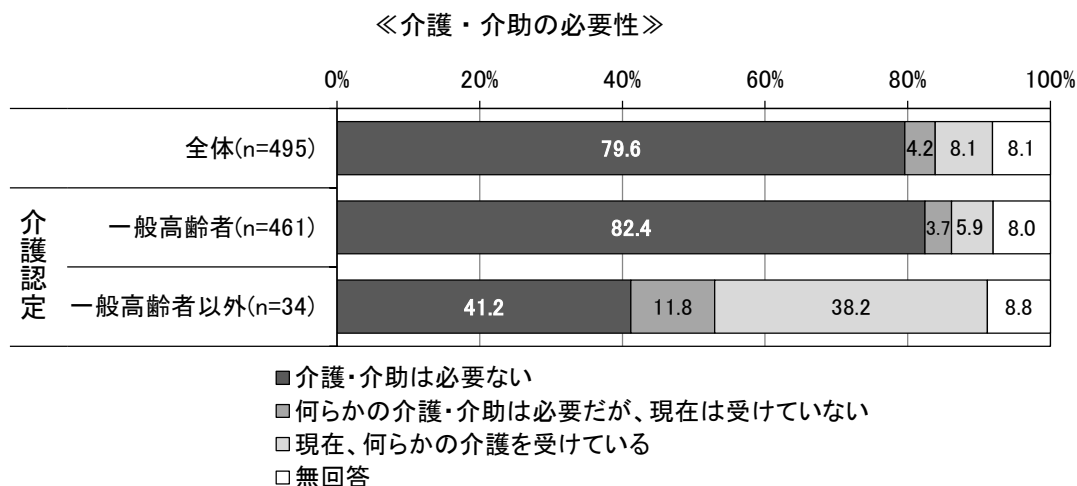


- 1人暮らし
- 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
- 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)
- 息子・娘との2世帯
- その他
- 無回答

2) 介護・介助の必要性と主な原因

全体で見ると、「介護・介助は必要ない」が79.6%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が4.2%、「現在、何らかの介護を受けている」が8.1%となっています。介護認定別で見ると、一般高齢者以外は「現在、何らかの介護を受けている」が38.2%となっています。

介護・介助が必要になった主な原因は、「その他」(19.7%)、「高齢による衰弱」(18.0%)が多くなっています。



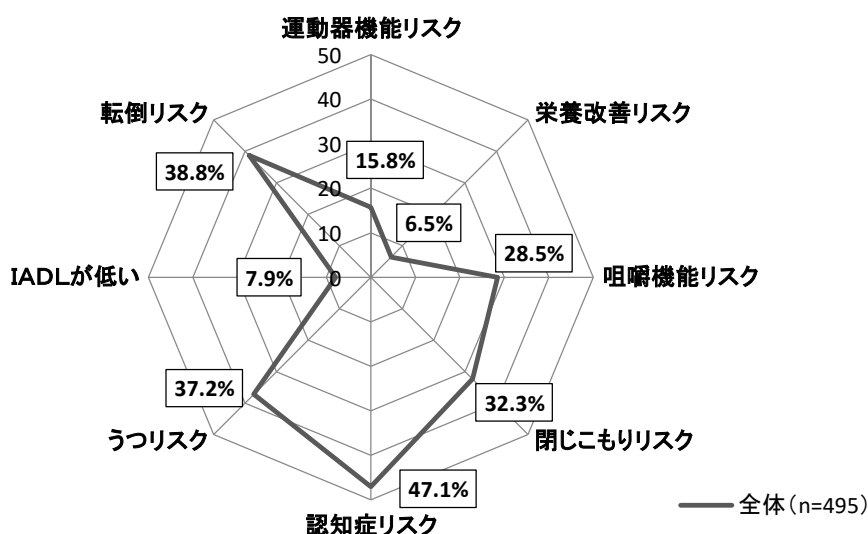
### ③運動機能等リスク評価

運動機能等の評価項目は以下の8項目で、判定基準はアンケートの回答から以下の基準で判定されます。

項目	内容
運動器機能リスク	運動器の機能低下を問う5つの設問で、3問以上該当する選択肢を回答された場合に該当します。
栄養改善リスク	BMI = 体重 (kg) ÷ {身長 (m) × 身長 (m)} の値が18.5未満の方が該当します。
咀嚼機能リスク	半年前に比べて固いものが食べにくくなったと感じた方が該当します。
閉じこもりリスク	ほとんど外出しない、あるいは週に1回外出する方が該当します。
認知症リスク	物忘れが多いと感じている方が該当します。
うつリスク	この1か月で気分が沈んだり、心から楽しめない感じがするなど対象2設問で、1つでも「はい」を選択された方が該当します。
IADLが低い	日常生活動作より複雑で高次な動作であるIADL(手段的日常生活動作)の低下を問う5設問で、得られた得点が3点以下の方が該当します。
転倒リスク	過去1年間に転んだ経験が「何度もある」あるいは「1度ある」を選択された方が該当します。

#### 1) 全体の該当者割合

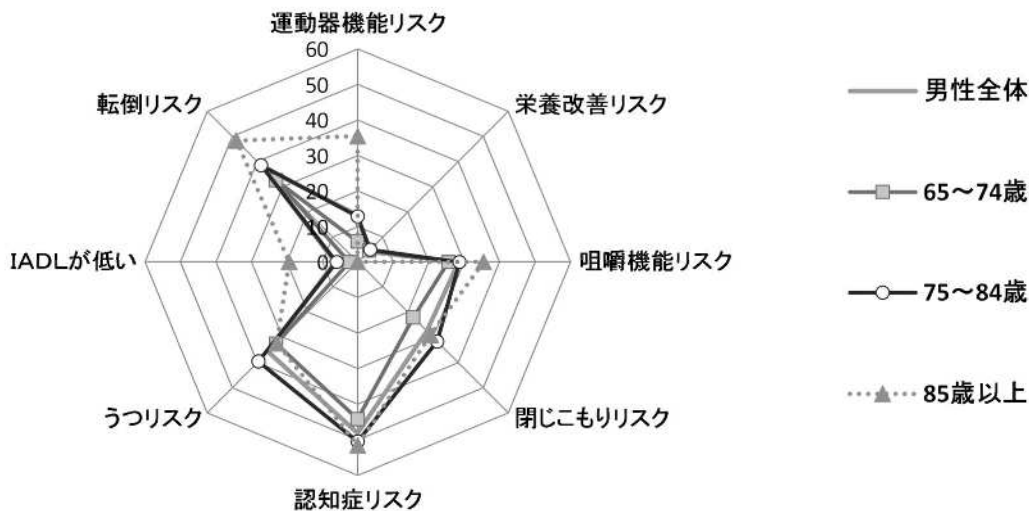
全体で見ると、「認知症リスク」(47.1%)、「転倒リスク」(38.8%)、「うつリスク」(37.2%)が高く、「栄養改善リスク」(6.5%)、「IADLが低い」(7.9%)は低い状況です。



### 2) 男性の該当者割合

男性の年齢階級別でみると、いずれの年齢も「認知症リスク」が最も高く、特に75～84歳、85歳以上が約50%となっています。

また、85歳以上は「転倒リスク」(48.4%)も高くなっています。

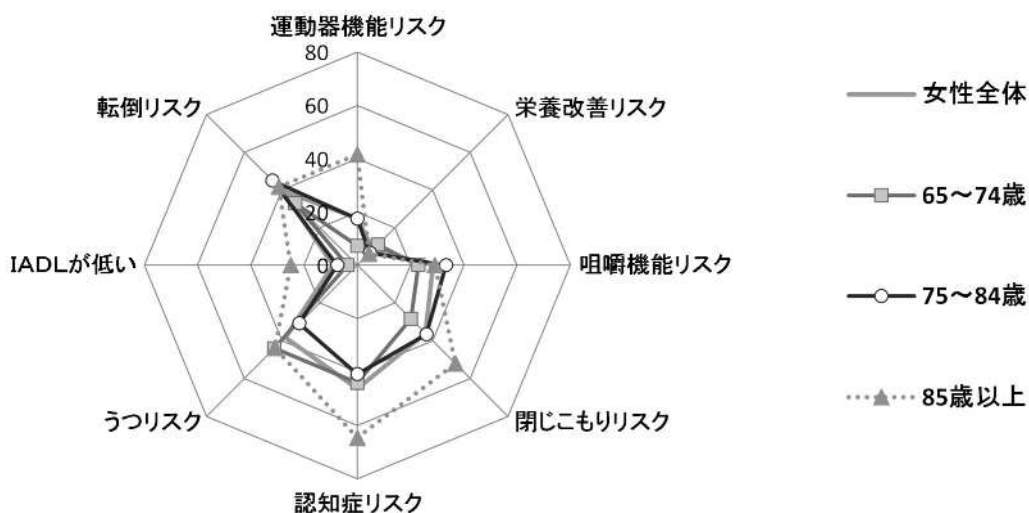


### 3) 女性の該当者割合

女性の年齢階級別でみると、「うつリスク」は65～74歳 (44.0%)、85歳以上 (43.8%) が高くなっています。

「転倒リスク」は75～84歳 (45.0%)、85歳以上 (41.7%) が高くなっています。

「閉じこもりリスク」「認知症リスク」は85歳以上が最も高く50%以上となっています。



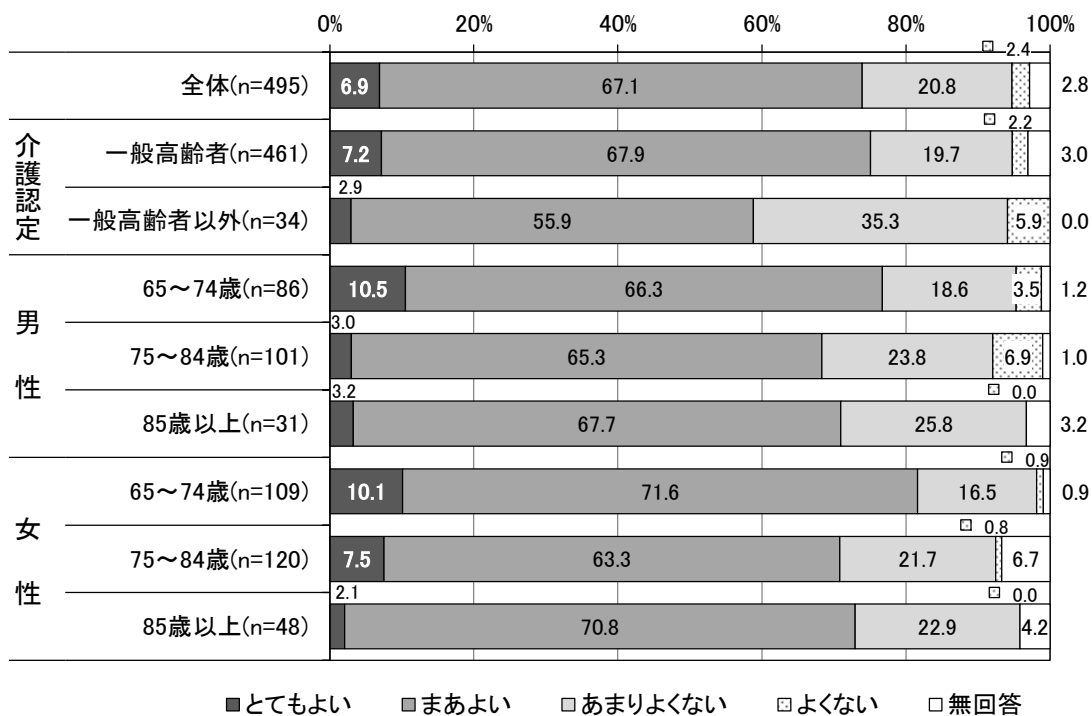
④健康について

1) 現在の健康状態

全体で見ると、「とてもよい」(6.9%)、「まあよい」(67.1%)の合計74.0%が現在の健康状態がよいと回答しています。

介護認定別に「とてもよい」「まあよい」の合計をみると、一般高齢者以外は58.8%となっています。

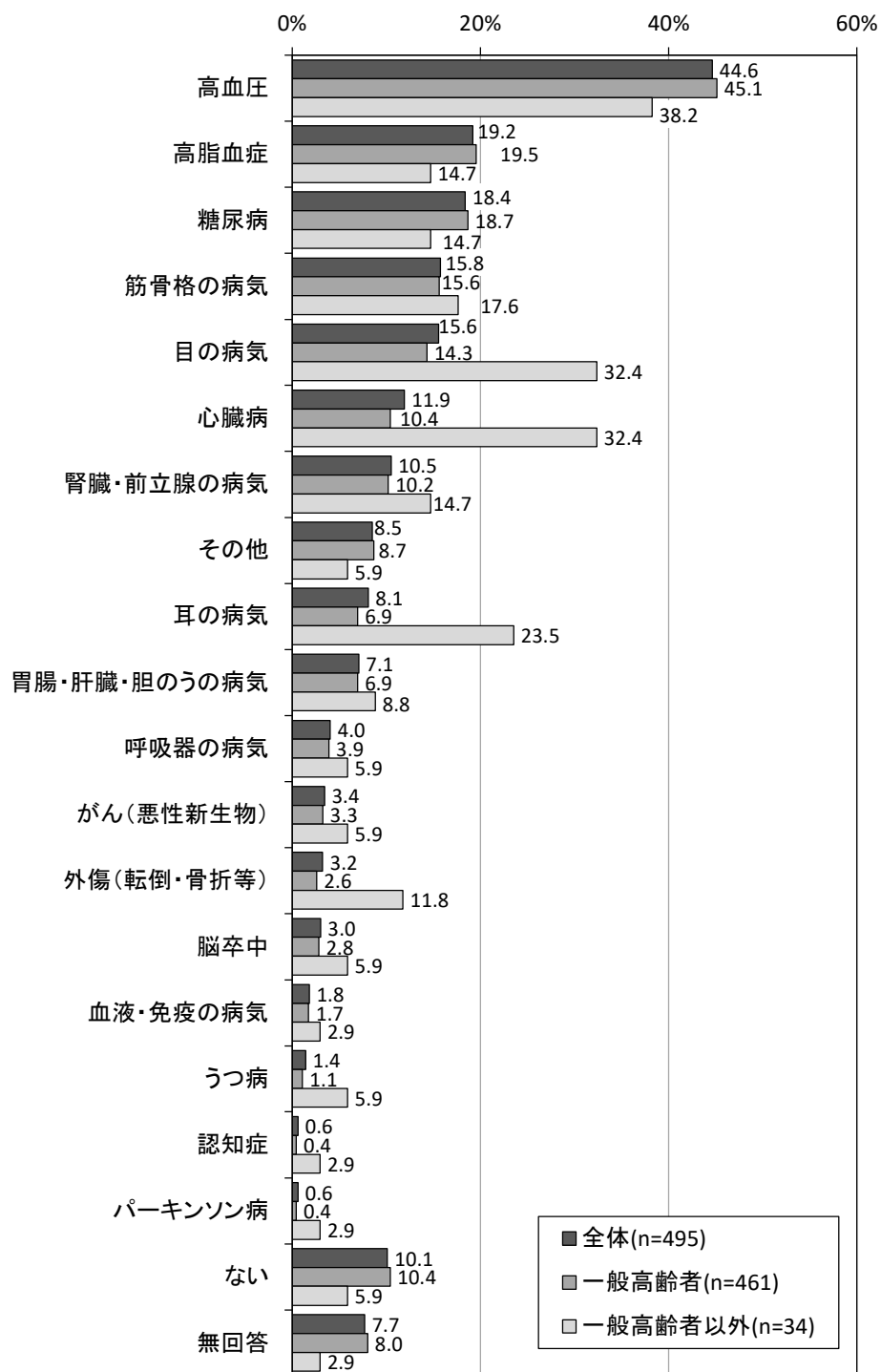
男女年齢階級別に「とてもよい」「まあよい」の合計をみると、男女ともに65~74歳は約80%、75~84歳、85歳以上は約70%となっています。



2) 治療中・後遺症のある病気【複数回答】

全体で見ると、「高血圧」(44.6%)、「高脂血症」(19.2%)、「糖尿病」(18.4%)が上位回答となっています。

介護認定別で見ると、一般高齢者以外は「目の病気」、「心臓病」(ともに32.4%)、「耳の病気」(23.5%)が全体と比べて多くなっています。



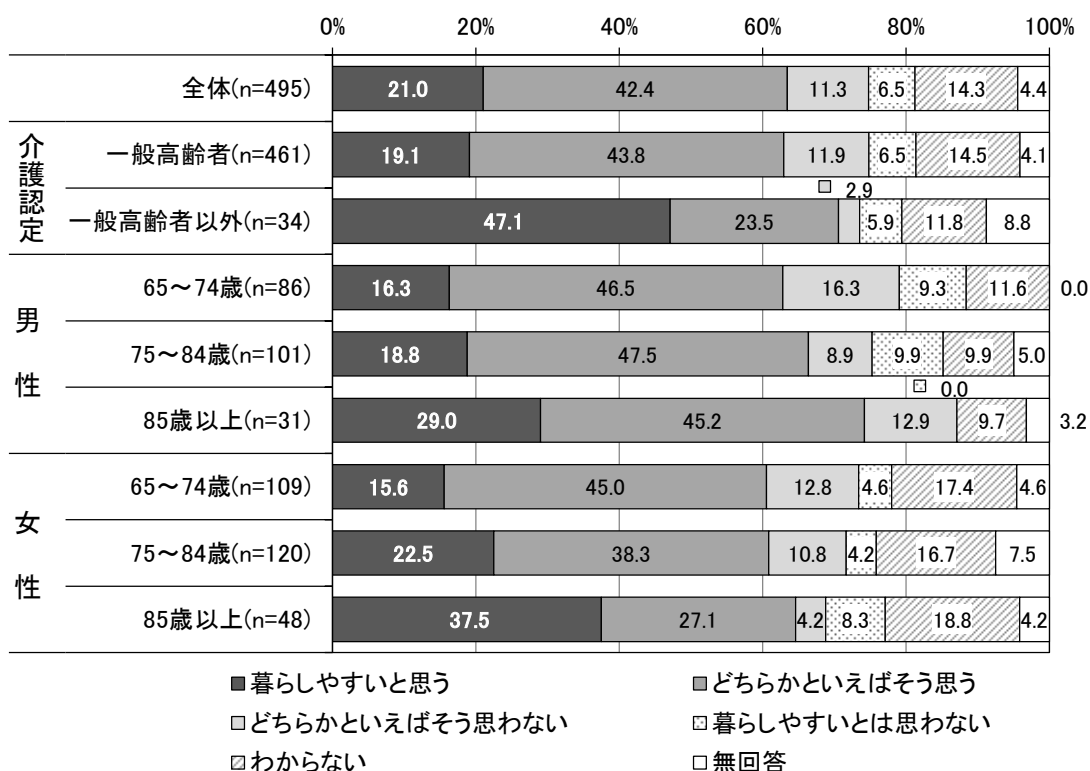
⑤北竜町の福祉について

1) 高齢者にとっての町の暮らしやすさ

全体で見ると、「暮らしやすいと思う」(21.0%)、「どちらかといえばそう思う」(42.4%)の合計は63.4%が高齢者にとって暮らしやすいと回答しています。

介護認定別で見ると、一般高齢者以外はその割合が70.6%となっています。

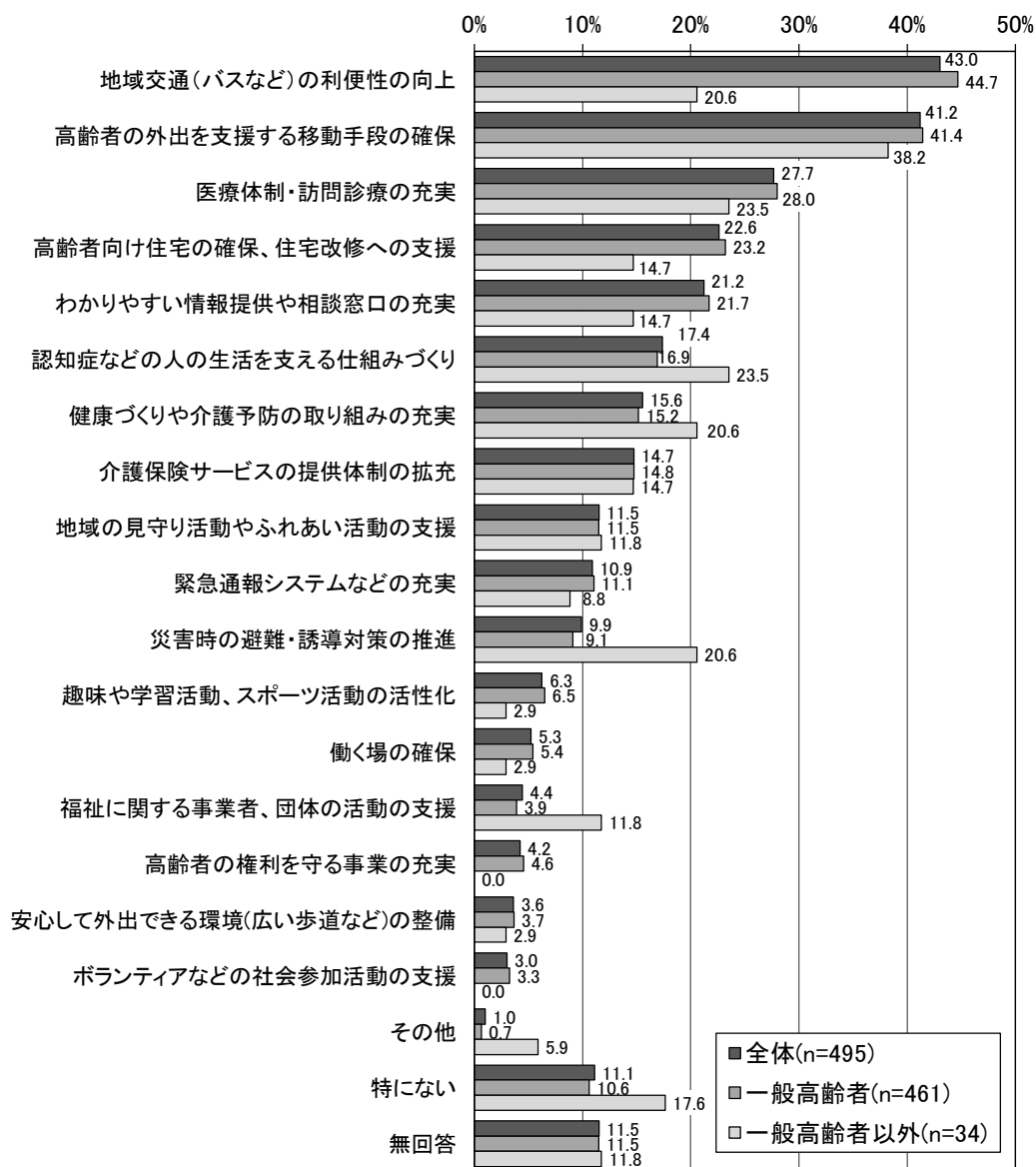
男女年齢階級別に「暮らしやすいと思う」「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、男性は65～74歳が62.8%、75～84歳は66.3%、85歳以上は74.2%となっています。女性はいずれの年齢も約60%となっており大きな差異はみられません。



2) 今後特に力を入れてほしい高齢者施策【複数回答】

全体で見ると、「地域交通（バスなど）の利便性の向上」（43.0%）、「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」（41.2%）、「医療体制・訪問診療の充実」（27.7%）が上位回答となっています。

介護認定別で見ると、一般高齢者以外は「認知症などの人の生活を支える仕組みづくり」（23.5%）、「健康づくりや介護予防の取り組みの充実」「災害時の避難・誘導対策の推進」（ともに20.6%）が全体と比べて多くなっています。



## (2) 在宅介護実態調査結果

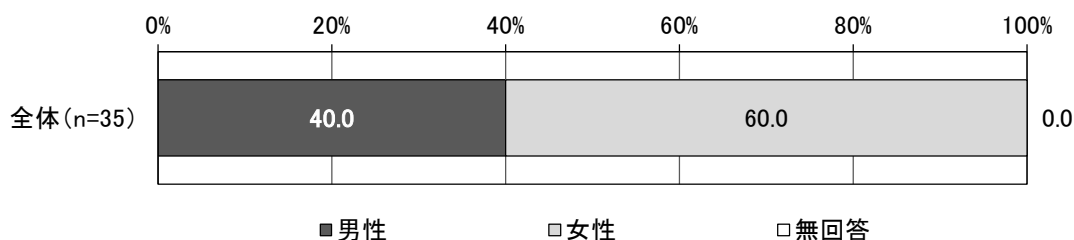
### ■調査方法

調査の目的	要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスの在り方を検討し、計画に反映させることを目的として実施しました。				
対象者	要介護認定者及び介護者の家族（施設入所者は除く）				
調査時期	令和5年6月～令和5年8月				
調査方法	聞き取り				
配布数(票)	42	有効回収数(票)	35	有効回収率(%)	83.3%

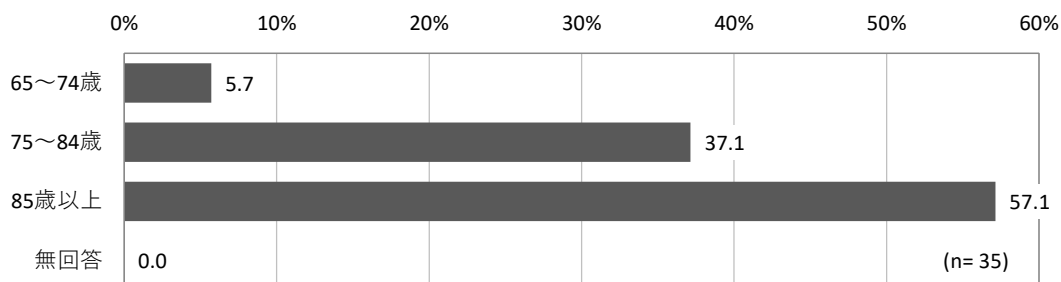
### ①調査対象者の属性

調査対象者の属性は、「男性」が40.0%、「女性」が60.0%となっています。年齢は「85歳以上」が57.1%で最も多く、次いで「75～84歳」(37.1%)、「65～74歳」(5.7%)が続いています。

《調査対象者の性別》



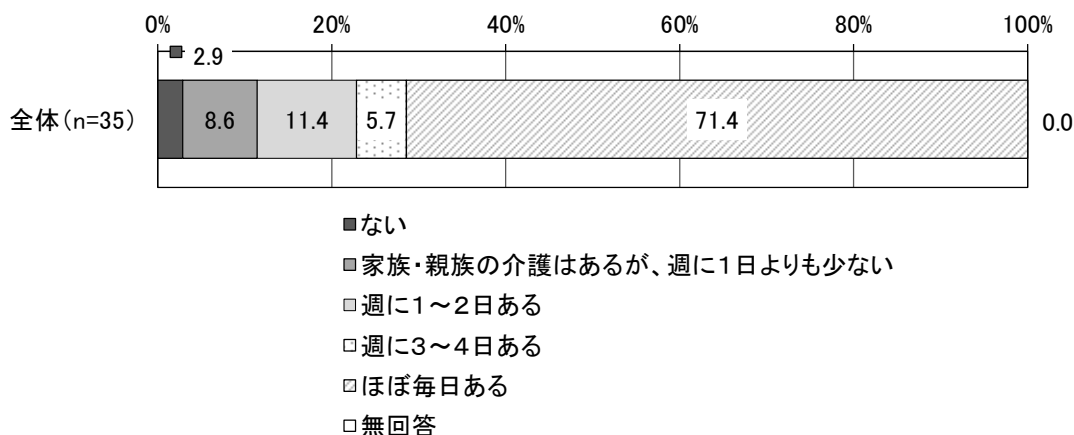
《調査対象者の年齢》



## ②介護を受けている方の状況

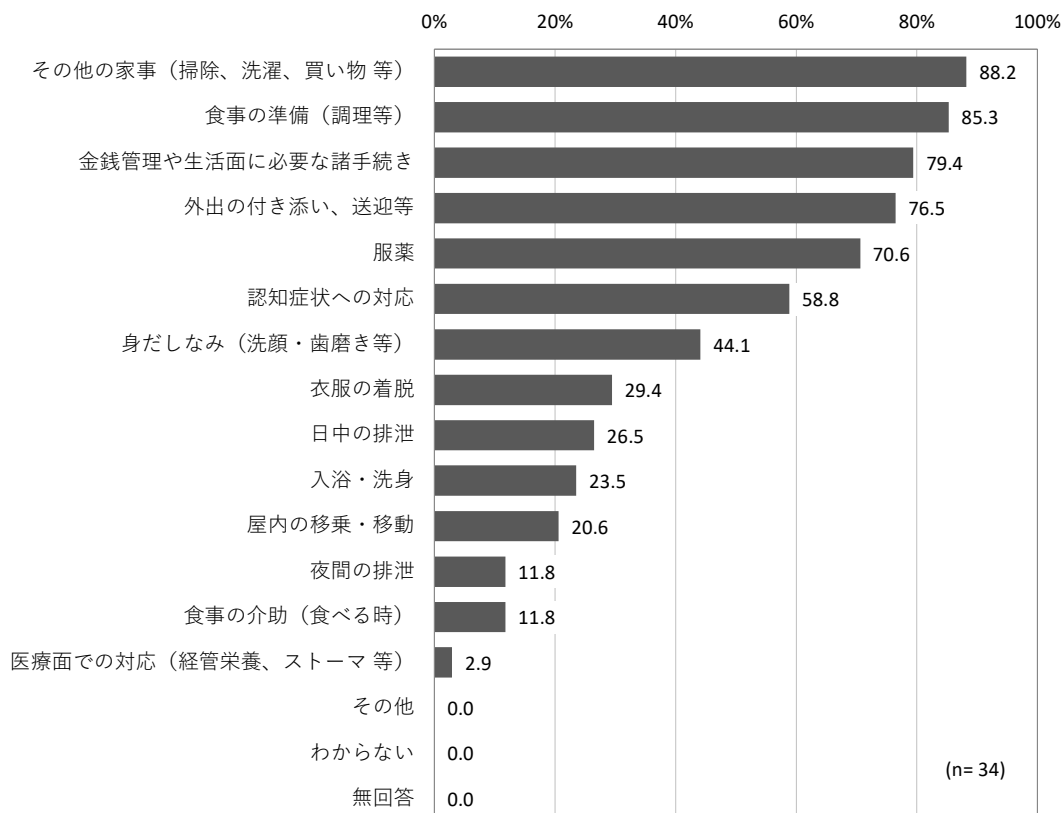
### 1) 家族等による介護の頻度

家族等による介護の頻度は、「ほぼ毎日ある」が71.4%で最も多く、次いで「週に1～2日ある」(11.4%)、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」(8.6%)が続いています。



### 2) 主な介護者が行っている介護【複数回答】

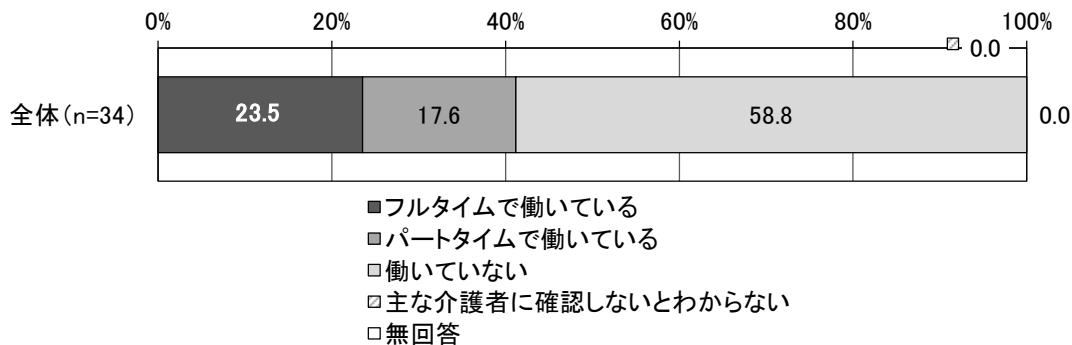
主な介護者が行っている介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」(88.2%)、「食事の準備（調理等）」(85.3%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(79.4%)が上位回答となっています。



### ③就労と介護の状況

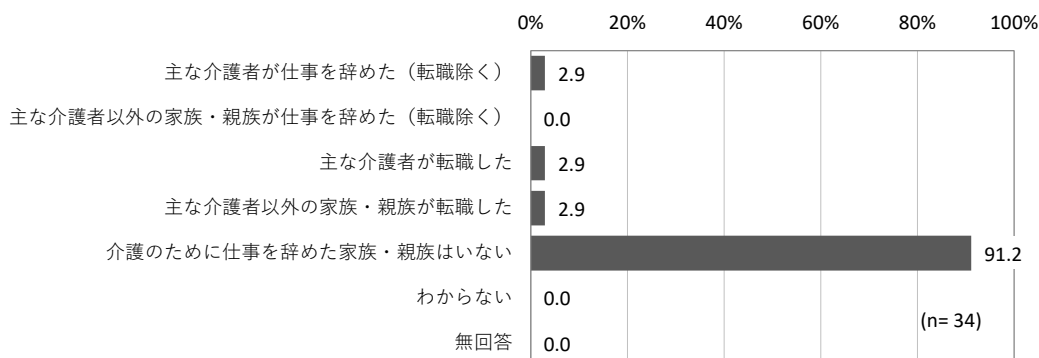
#### 1) 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が58.8%で最も多く、次いで「フルタイムで働いている」(23.5%)、「パートタイムで働いている」(17.6%)が続いています。



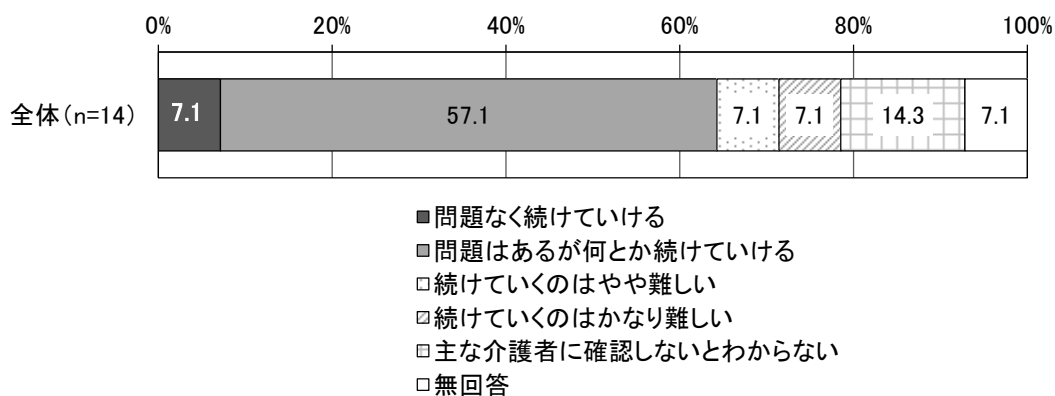
#### 2) 介護のための離職の有無【複数回答】

主な介護者の離職については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が91.2%を占め最も多くなっています。



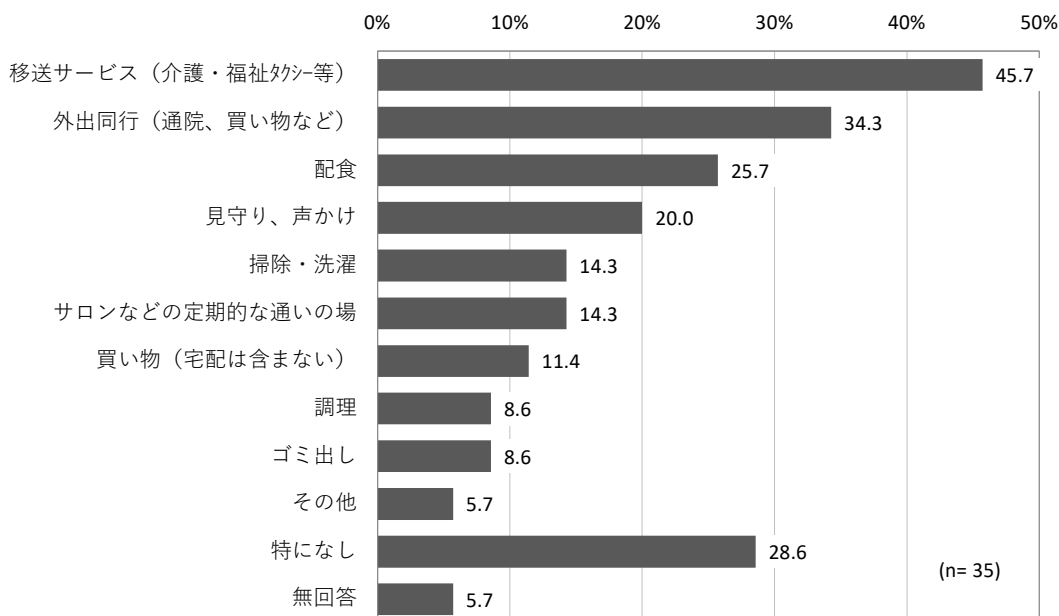
### 3) 主な介護者の就労継続

主な介護者の就労継続については、「問題なく続けていける」「問題はあるが何とか続けていける」の合計64.2%が就労を続けていけると回答しています。一方、「続けていくのはやや難しい」「続けていくのはかなり難しい」の合計14.2%が就労継続に難しさを感じています。



### 4) 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス【複数回答】

在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」(45.7%)、「外出同行（通院、買い物など）」(34.3%)、「配食」(25.7%)が上位回答となっています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

高齢化が進展し、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等が多様化している今日、高齢者が持っている豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりと、互いに助け合い支え合う、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

そのためには高齢者を取り巻く家族や、行政など公的機関にとどまらず、町民、町内会などの地域団体、社会福祉協議会、ボランティア、サービス事業者をはじめとする地域の構成員による、ともに支え合う連帯の地域社会を築いていくことが重要です。

また国においては、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を展望して制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めており、制度改革の柱の1つとして健康寿命の延伸と認知症対策を掲げています。

北竜町では、「北竜町総合計画」（令和元年度～令和10年度）において、保健・医療・福祉分野の基本目標として「ともに支え合う快活なまち」を掲げていることから、高齢者が健やかに生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

#### 基本理念

**高齢者が安心して快活に過ごせるまち**



## 2 基本目標

---

### (1) 支え合う地域づくり

---

これからますます増えていくことが予測される認知症高齢者や1人暮らし高齢者など支援を必要とする人々を、高齢者を含む社会全体で支える必要があります。

地域での支え合いについては、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいそれぞれのサービスを提供する関係機関及び地域住民、ボランティア等の団体が密接に連携することにより、様々な課題を抱える高齢者に対して、その状態に応じ、必要なときに必要なサービスが円滑かつ適切に提供されることが重要となります。

また、サービスの提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを目指します。

### (2) 健康で自立した生活づくり

---

高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、生産活動など高齢者の社会活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し充実して過ごせるよう、学習機会の提供、スポーツ・レクリエーション活動など条件の整備を図ります。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施により、疾病の早期発見・重症化予防、通いの場への積極的な関与を進め、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するための支援を行います。

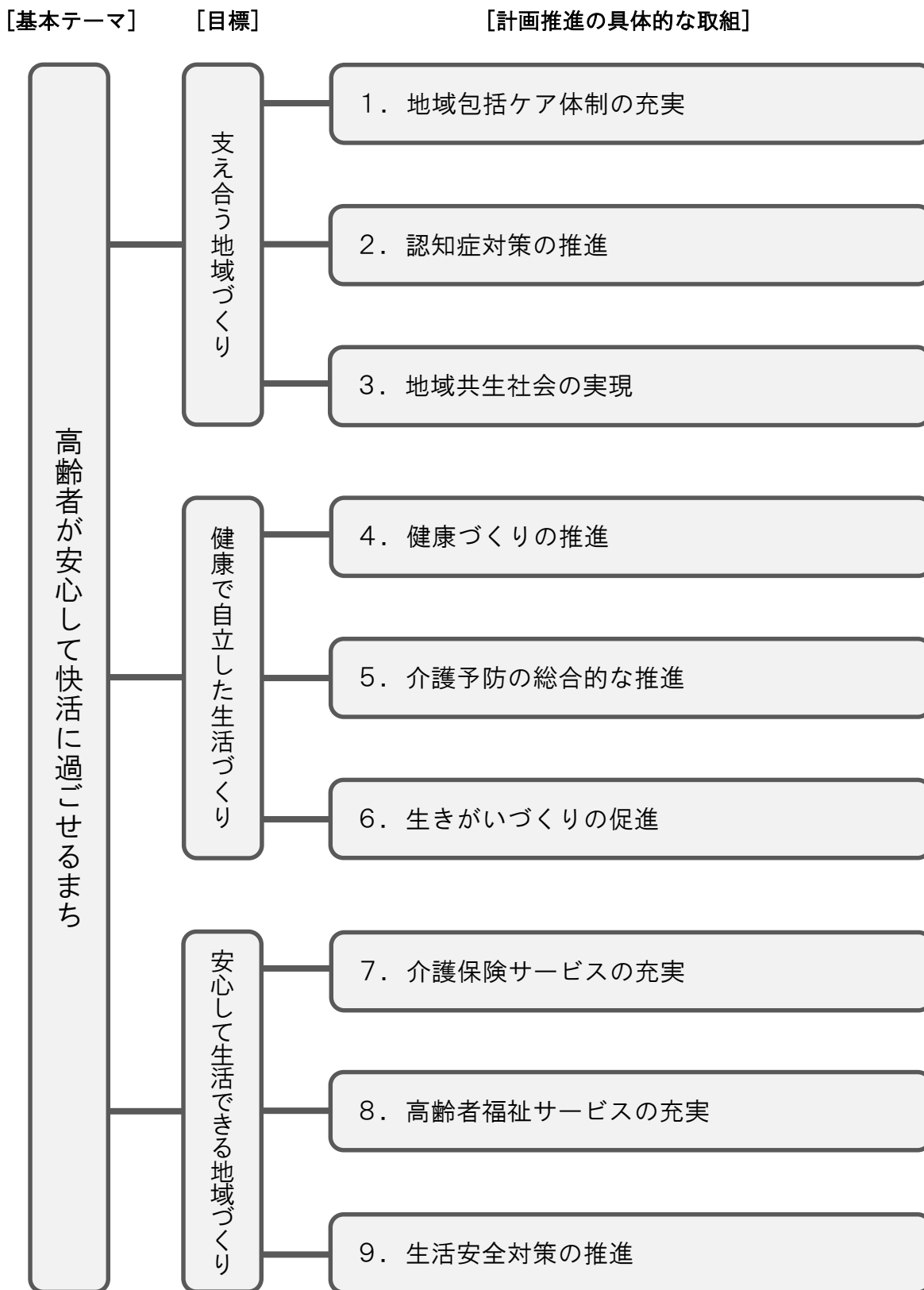
### (3) 安心して生活できる地域づくり

---

介護保険の安定的な運営とサービスの質の向上のために、介護サービスに携わる人材の確保や資質向上を図るとともに、地域のニーズに応じた多様なサービスや活動の展開を進め、介護が必要になっても安心して暮らすことのできる体制を構築していきます。

また、高齢者の安全で快適な生活の確保は、超高齢社会を迎える北竜町にとって大きな課題となるため、利用しやすい公共施設の整備、防災・防犯対策の充実に努めます。

### 3 施策体系



# 第4章 高齢者福祉施策の推進

## 1 地域包括ケア体制の充実

### (1) 地域包括支援センターの運営

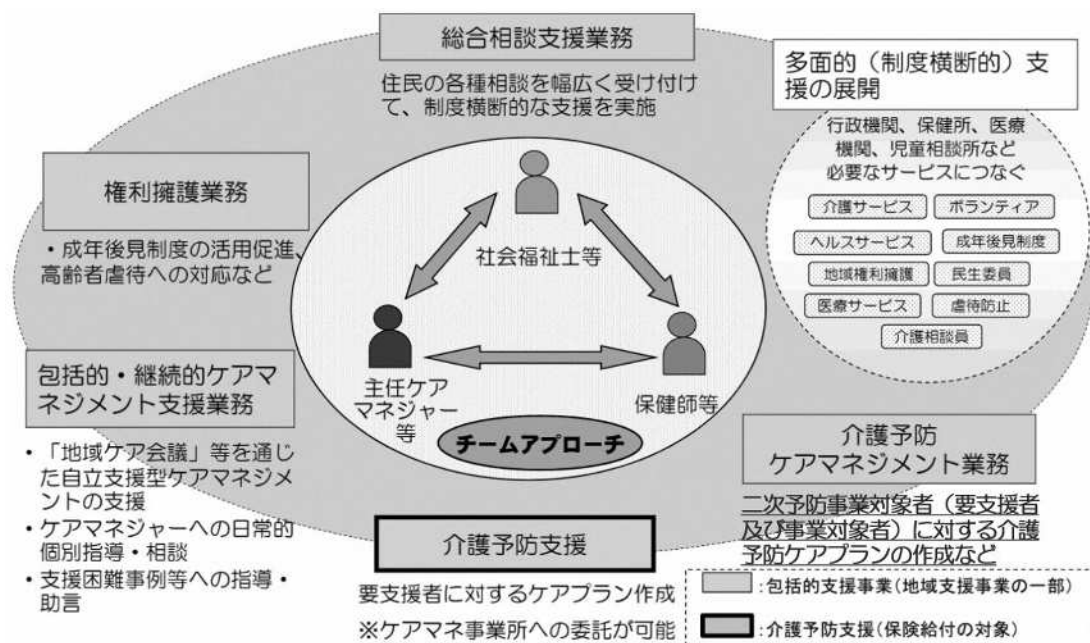
地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるよう、地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため必要な援助、支援を包括的に担う地域の拠点であり、「地域包括ケアシステム」の推進にあたり中核的な機関として、①総合相談支援、②権利擁護のための援助、③包括的・継続的ケアマネジメント、④介護予防ケアマネジメント等の適切な実施のため、より体制を充実しながら取組を進めています。

近年は高齢者の相談件数が増加傾向にあるほか、高齢者ニーズの多様化や相談内容の複雑化・複合化が進んできていることから、支援内容も多岐にわたり、地域包括支援センター職員に課せられるスキルが高くなっている状況にあります。

また、高齢者支援のネットワークの充実化を図るため、地域ケア会議等により関係機関との情報共有・連携を図っているほか、ケアプラン点検・居宅介護支援事業所との連絡会議を通じて介護支援専門員へのサポートを行っています。

今後もこれらの取組を継続し、地域包括支援センターにより高齢者支援の中核的機関としての機能を提供するとともにその充実に努めます。

#### ■地域包括支援センターが持つ機能のイメージ



[出典]厚生労働省資料

■地域包括支援センターの主要な機能

事業区分	事業内容
総合相談支援	高齢者の生活・介護などの困りごとについて相談を受け付け、個々の高齢者にどのような支援が必要かを判断し、地域における適切なサービス、保健・医療・福祉関係機関などにつなげる等の支援を行います。
権利擁護支援	高齢者の人権や財産を守る日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、高齢者自身の判断で財産等を管理することができなくなったときに活用される成年後見制度など、権利擁護に関するサービスや制度を活用するために行政機関や福祉関係機関等につなぎ、高齢者の虐待防止や消費者被害の防止を図ります。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域の介護支援専門員や主治医をはじめ、医療・福祉の関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉、その他の生活支援サービスを含め、地域における様々な社会資源を活用し（包括的）、高齢者がどんな心身状態になっても途切れることなく（継続的）、在宅でも施設でもその人らしい生活ができるよう支援します。
介護予防ケアマネジメント	要支援認定者及び総合事業対象者に対して、心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択内容などに基づき、ケアプランを作成します。

## （２）地域ケア会議の推進

介護サービス担当者等、リハビリ専門職等の医療従事者等の多職種が参加し地域の課題等を共通理解して、その解決に必要な対策を検討していくことを目的に地域ケア推進会議を月に1回開催しています。

また、地域ケア個別会議を月に1回開催し、介護予防・自立支援の視点に沿った個別支援が行えるよう、介護サービス利用者の定期的なモニタリング、困難事例の検討も実施しています。

今後もこれらの取組を継続し、町内の高齢者に関する情報共有を図るとともに、地域課題について地域の関係者で検討を重ね、本町が高齢者にとって、暮らしやすい町になることを目指します。

## （３）在宅医療・介護連携の推進

平成28年度より北空知1市4町で北空知地域医療・介護連携支援センターに委託して在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。

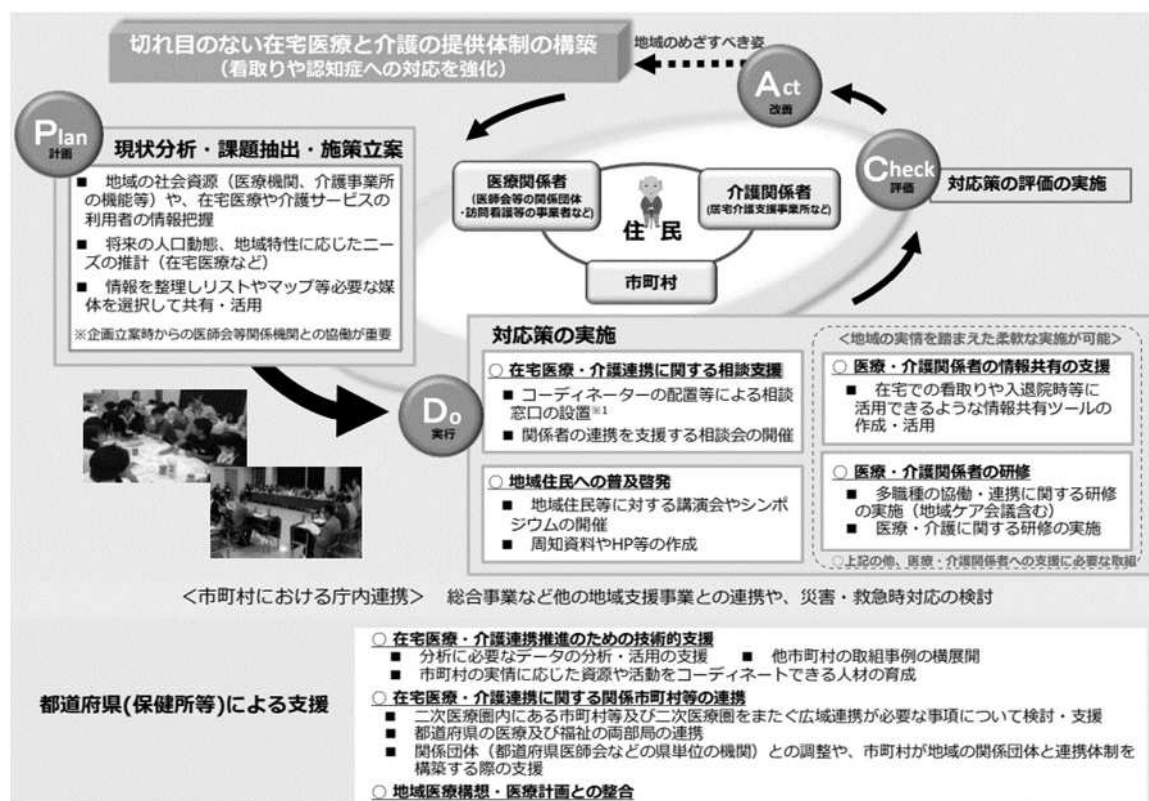
主に医療・介護情報共有支援の在り方、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築、医

療・介護関係者による多職種連携による研修会、地域住民への啓発に取り組んでいます。

第8期計画から、市町村が地域のあるべき姿を意識しながら、主体的に課題解決が図れるよう、また、地域の実情に応じて取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組をさらに進められるよう事業内容の見直しが行われることになりました。

本計画においても北空知地域医療・介護連携支援センターと連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて取組を推進します。

■第8期計画からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方



[出典]厚生労働省資料

事業名	事業の概要
地域の医療介護の資源の把握	北空知地域医療連携支援センターが中心となり、北空知地域の医療介護資源を把握、情報の整理を行い、北空知地域医療・介護連携支援センターホームページに掲載しています。
連携に対する現状と課題の抽出	2つの専門部会と運営会議において連携に対する現状把握と課題の抽出などの協議を行います。 また、実施してきた事業の評価と検証を行い、今後の方針を検討します。

事業名	事業の概要
在宅医療・介護連携に関する相談支援	北空知地域医療連携支援センターの設置により、医療・介護関係者との「顔の見える」関係づくりを推進し、相談支援体制を整備してきました。 今後も定期的に専門部会において相談支援の連携を図るとともに、多職種合同研修会を開催し、相談支援のスキルアップを図ります。
地域住民への普及啓発	パンフレットの作成・配布や地域住民フォーラムを開催し、在宅医療・介護連携に関する町民への普及啓発を図ります。
医療・介護関係者の情報共有の支援	専門部会において情報共有ツールとしてICTを導入しました。今後はICTの有効活用に向けた検討を行い、関係機関による情報共有をより一層進めます。
医療・介護関係者の研修	専門部会において、多様な研修会を企画、実施し、参加者のレベルアップと多職種連携の体制づくりを推進します。

#### (4) 生活支援サービスの体制整備

高齢者世帯や認知症高齢者など支援を必要とする高齢者が増加することを踏まえ、多様な主体による見守りや安否確認、外出や家事などの生活支援サービスの提供が必要となります。

本町では生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズ把握及び地域における介護予防の活動や交流を推進しています。

令和3年度からは高齢者の通いの場「たんぽぽクラブ」を実施し、活動の中で高齢者が困りごとを気軽に相談できる場のニーズがみられたことから、令和5年度に相談の場「すまいるカフェ」を立ち上げました。

今後も、通いの場や居場所の運営をする中で高齢者のニーズをキャッチし、地域の課題に対する解決策の検討やサービスの開発を進めます。

#### (5) 権利擁護の推進

##### ① 高齢者虐待の防止

###### 1) 相談・支援

養護者による高齢者虐待を防止するため、地域包括支援センター職員や介護支援専門員が主たる介護者である家族の不安や悩みを聞き助言等を行います。

###### 2) 虐待防止に関する広報・普及啓発

高齢者虐待相談窓口や虐待防止に関する制度等に関して、町広報誌等により町民への啓発を行います。併せて、介護事業者へ的高齢者虐待防止法等に関する周知や研修会参加への呼びかけを行い、高齢者虐待の未然防止及び早期発見と早期対応に努めます。

### 3) 関係機関との連携

地域ケア会議や民生委員児童委員連絡協議会等を通じて関係機関からの情報収集を行い、高齢者虐待の早期発見に努めます。

また、令和4年度に見直しを行った北竜町高齢者虐待防止事業実施マニュアルを関係機関へ周知を図り、高齢者虐待への適切な対応を行います。

### ②成年後見制度の普及・啓発

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方など）が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守り支援するための成年後見制度について出前講座や研修会等を通じて普及啓発を図ります。

### ③成年後見制度の担い手育成

北空知1市4町の合同で市民後見人養成研修を実施し、市民後見人の養成及び担い手の育成に努めます。また、市民後見人養成研修修了者に対してフォローアップ研修を実施し、市民後見人としての資質向上を図ります。

### ④成年後見制度の利用促進

身寄りのない重度認知症高齢者等が介護保険サービスの利用、財産管理、日常生活上の支援が必要な場合に、申立人がいない方の場合の町長申立、低所得者への後見人等への報酬助成などを行う成年後見制度利用支援事業を今後も継続します。

また、成年後見制度利用促進に係る補助制度に関して、北空知1市4町で今後検討を進めます。

### ⑤日常生活自立支援事業の推進

また、令和5年度から社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」を通じて、身寄りのない軽い認知症等、判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援等を行うとともに、これらの事業の町民への周知を図ります。

### ⑥支援チームの体制整備

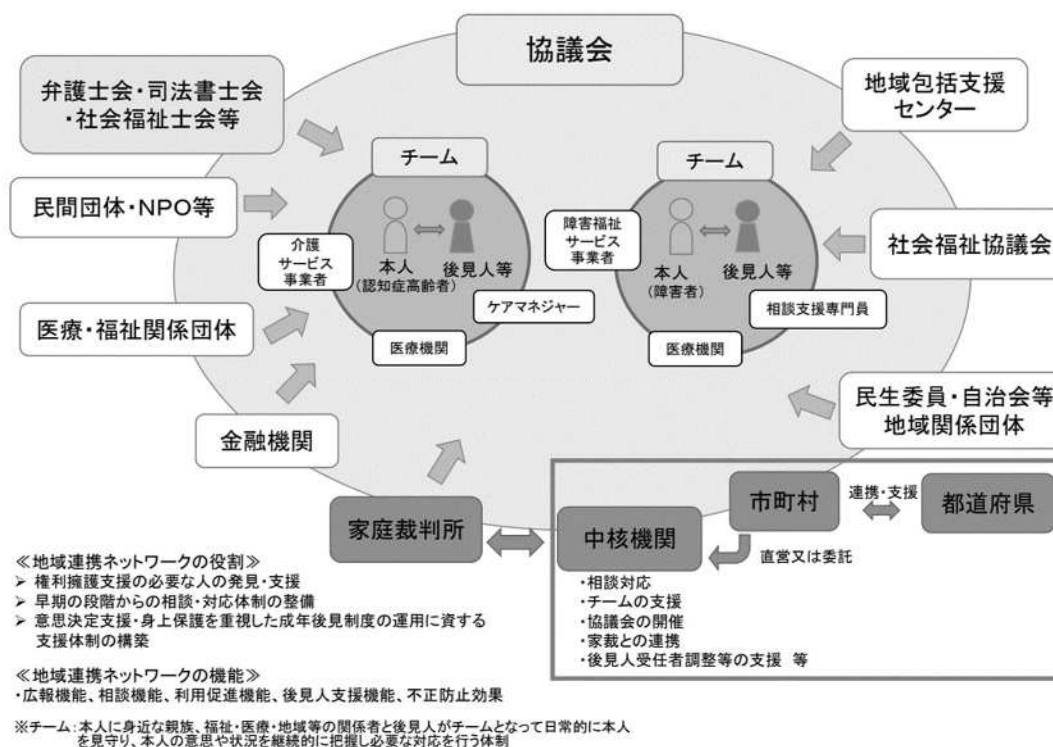
厚生労働省が示す「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、意思決定が困難と思われる場合であっても認知症の人が尊厳を持って暮らしていくために必要な支援を行う支援チームの体制の整備を検討します。

### ⑦権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進するため、北空知1市4町において令和5年10月に中核機関となる「北空知成年後見相談センター」が設置されました。

今後は、権利擁護支援を必要としている人の発見や支援体制の構築など、中核機関が担う機能を関係機関と連携しながら順次拡大していきます。また、協議会など中核機関が中心となって開催する会議体等に参加し、本町における権利擁護支援の体制づくりを推進します。

■地域連携ネットワークのイメージ



[出典]厚生労働省資料

## 2 認知症対策の推進

### (1) 認知症の早期発見と対応

#### ①認知症初期集中支援チームの設置

平成29年4月から、北空知1市4町で認知症初期集中支援チームを設置して認知症初期集中支援推進事業を実施しています。

この事業では、在宅で生活しているが認知症が疑われる人または認知症の人で医療、介護サービスを受けていない、または中断している人等に医師をはじめとする専門職がチームで早期介入し、自立生活のサポートを行っています。

今後も認知症初期集中支援チームの設置を継続し、チームの活動により認知症の早期発見及び対応を行います。

## ②認知症地域支援推進員の配置

平成29年度より認知症地域支援推進員を配置して以下の活動を実施しています。

- ・ 認知症のご本人、家族への相談支援
- ・ ボランティア等への認知症サポーター養成講座
- ・ 認知症サポーターステップアップ講座の実施
- ・ 認知症物忘れ相談の実施
- ・ 認知症ケアパスの作成・普及啓発

また、認知症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員で月1回定期的な情報連携の機会を持ち、具体的な支援方法等の検討を行っています。

今後も認知症地域支援推進員の配置を継続すると、認知症のご本人や家族への支援を行います。

## (2) 認知症に関する知識の普及

---

### ①認知症予防事業の推進

平成29年度から実施してきた「あたまの元気度テスト」は令和元年度で終了となり、令和4年度には「脳体カトレーナーCogEvo」を導入した脳機能のトレーニングを実施しました。

また、令和5年度には対象年齢を40代以上に引き下げ、脳の健康度セルフチェックツール「のうKNOW<sup>®</sup>」を活用した取組を推進しています。

住民の方が身体の健康とともに脳の健康についても意識できるような機会を多く持つことができるよう、今後も気軽に認知症予防機器を利用できる体制を構築し、脳の健康や認知症に関する知識の普及・啓発を図ります。

### ②認知症ケアパスの普及

認知症の人と家族にいつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを記載した「北竜町認知症ケアパス」の見直しを随時行うとともに、認知症高齢者やその家族、介護・福祉・医療従事者等に配布し、その普及に努めます。

また、民生委員児童委員連絡協議会や地域ケア会議などで認知症ケアパスに関する説明機会を設け、関係機関に周知を図ります。

## (3) 認知症の方とその家族への支援の充実

---

### ①認知症サポーター養成講座の開催

北竜町では認知症についての正しい理解を持ち、見守ることができる認知症サポーターを養成しており、小中学生向けの認知症サポーター養成講座は毎年実施しているほか、令和3年度には一般向けの認知症サポーター養成講座を開催しました。

今後も小中学生の認知症サポーター養成講座を継続するとともに、一般町民向けの養成講座も継続して実施できるよう周知方法や実施方法の検討を行います。

## ②「チームオレンジ」の立ち上げ

「チームオレンジ」は、市町村がコーディネーターを配置し、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みです。

認知症高齢者本人の悩みや家族の身近な支援ニーズを把握し、外出支援や見守り、話し相手になる等の対人援助を行うほか地域性を踏まえた柔軟な支援を行います。

ステップアップ講座を通じて「チームオレンジ」のメンバーを養成し、「チームオレンジ」の立ち上げに向けた検討を進めます。

## ③認知症物忘れ相談・認知症カフェ

令和3年度からは碧水地域で認知症物忘れ相談を月1回実施し、令和5年度には和地域にも拡大しました。相談の他にも参加者と認知症に関するテーマでディスカッションをするなどの活動も行っています。

今後は認知症物忘れ相談の継続と認知症カフェの立ち上げを行って行きます。

## ④高齢者SOSネットワーク事業の推進

認知症高齢者のひとり歩きを早期発見し、事故を防止するため高齢者SOSネットワークに登録されている高齢者について、介護サービス事業所、駐在所、消防など関係機関と連携し見守り支援を行っています。

近年、高齢者SOSネットワークへの登録者は認知症グループホームの入居者のみとなっており、町民及び関係機関に事業が浸透していないことが課題となっています。

今後は、個人情報保護の観点を踏まえた上で高齢者SOSネットワーク事業の見直しを図り、町民及び関係機関への周知を図ります。

# 3 地域共生社会の実現

---

## (1) 町民向け研修会の開催

---

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、北空知地域医療介護確保推進協議会が1市4町を順番で周り研修会を開催しています。

令和元年度には本町で「地域包括ケア」をテーマとした研修会（フォーラム）を開催し、終了後のアンケートでは研修会を継続してほしいとの要望も多くありました。

今後も北空知地域医療介護確保推進協議会と連携し、町民向けの研修会の開催を検討します。

## (2) 福祉教育の推進

---

本町では、小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を毎年開催してきました。また、令和4年度には小学校の総合的な学習の時間において車椅子体験授業やグループホーム碧水施設長による講話など福祉教育を実施しました。

今後も、小学校のニーズに応じて福祉教育の充実に努めます。

### (3) 高齢者の見守り体制の整備

従来からの民生委員活動や、社会福祉協議会が実施している電話サービス活動と連携して高齢者の見守りを行っています。また、事業者とも見守り協定を締結し、地域の見守り体制の整備が進んできています。

今後、後期高齢者の増加によりますます見守りの需要は高まると考えられるため、民生委員との連携強化や相談先の周知、電話サービスによる見守り体制強化に向けた取組を推進します。

## 4 健康づくりの推進

高齢者が自分らしく尊厳を持って暮らしていくためには、健康を保ち、元気に過ごしていくことが重要であり、そのためには若いうちからの生活習慣病予防をはじめ、積極的な健康づくりを推進することが必要です。

高齢者が自らの健康づくりに対する関心を高め、「健康は自分でつくり育てるもの」といった意識が定着するよう、協働による健康づくりに取り組むとともに、高齢者のフレイル<sup>※2</sup>防止や要介護認定の重度化防止の観点から、介護予防と健康づくりの一体的な実施に向けた体制づくりを推進します。

また、北竜町自殺対策行動計画に基づき、こころの健康や生きることを支える取組を推進していきます。

#### ■健康づくりの普及・啓発に関連する事業

事業名	事業の概要
健康教育・健康相談	老人クラブを中心に団体からの依頼に応じて、食事や運動、こころの健康などをテーマに健康教育を実施します。併せて、健康教育の依頼がない老人クラブへの働きかけを行います。 また、介護予防教室等の事業終了後には健康相談を実施し、高齢者の健康づくりに関する相談への対応を行います。
訪問指導	健診結果等で保健指導が必要な方と家族を対象に訪問指導を実施します。また、こころの問題に関する個別訪問を行います。
健康診査・各種検診	特定健診、後期高齢者健康診査、各種がん検診、骨粗鬆症検診、後期高齢者歯科健診を無料で実施し、健診を受けやすい体制づくりを推進します。 また、これらの各種健診等の周知及び受診勧奨を行い、受診率向上を図ります。
予防接種	高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌及び带状疱疹の予防接種を実施するとともに、その費用を助成します。

※2 フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のこと。

## 5 介護予防の総合的な推進

---

平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、要支援認定者の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は介護予防・生活支援サービス事業に移行され、生活支援を組み合わせた様々なサービスを地域のニーズに合わせて提供できるようになりました。

介護予防・日常生活支援総合事業は要支援1・2の認定を受けた方及び基本チェックリストにより事業対象者と判断された方、一般介護予防事業は65歳以上の方を対象として高齢者保健事業と一体的に推進します。

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

---

#### ①訪問型サービス

従来介護予防訪問介護と同等のサービスとして掃除や洗濯等の日常生活に必要な支援を実施しており、要支援1・2と認定された方及び事業の対象と判断された方が利用することができます。

今後も現状のサービスを安定的に提供できるよう、提供体制の確保に努めます。

#### ②通所型サービス

従来介護予防通所介護と同等のサービスとして機能訓練や集いの場などの日常生活に必要な支援を実施しており、要支援1・2と認定された方及び事業の対象と判断された方が利用することができます。

また、北竜町では緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を実施しています。

#### ③その他の生活支援サービス

対象者のニーズを把握するとともに、北竜町が独自に実施している在宅福祉サービスを含め必要に応じて検討を行います。

#### ④介護予防ケアマネジメント

通所型・訪問型サービス利用者の相談に対して、アセスメント・支援計画を作成しサービス提供を行っています。

今後も本人や家族のニーズを把握し、適切なサービス利用が行えるよう調整を行います。また、自宅における生活方法の指導、助言も行い身体状況、認知面での低下予防が図れるよう支援を継続します。

### (2) 一般介護予防事業の充実

---

#### ①介護予防把握事業

要支援・要介護状態となるおそれが高い対象者を把握するため、心身の状況を判定する基本チェックリストや後期高齢者の質問票、電話・訪問等により実態を把握し、介護予防事業へつなげます。

## ②介護予防普及啓発事業

健康教育、健康相談等の取組を通じて介護予防に関する活動の普及や地域における自発的な介護予防活動の育成・支援を行う事業です。

運動教室や健康指導、講演・講話などにより生活機能・知識の向上など介護予防の普及と支援を行います。

今後も介護予防の大切さと教室の内容を周知し、介護予防事業が必要な人が参加できるよう促していきます。

## ③地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する体操の実施など、地域における住民主体の通いの場を充実させるための後方支援を行います。

また、地域活動組織等へ介護予防に対する取組の紹介や介護予防に関する人材育成など地域における自発的な介護予防に資する活動の支援を行います。

## ④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づいて事業全体の改善を図ります。

## ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために個別訪問・通所事業所訪問、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与を推進してきました。

令和4年度より認知症グループホーム職員向け研修会や言語聴覚士の訪問、令和5年度からは脳活ワーク作成事業へ関与してもらうなど活動範囲の拡大がされています。

町の関係者が知識を深める場となるよう取組を継続するとともに、認知症予防の取組など活動の場の拡充を検討します。

## (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

生活習慣病や介護状態の重症化予防を図るため、国保データベース（KDB）システム等を利用して健診・医療・介護の情報を一体的に分析し、高齢者の健康課題を明確にした上で令和5年度より事業を開始しました。

ポピュレーションアプローチ<sup>※3</sup>では通いの場において、健康教育や健康相談を行い、支援が必要な方へは個別訪問を実施しています。ハイリスクアプローチでは健康状態不明者、低栄養リスク者へ個別訪問を行い、必要な方へは継続支援を行っています。

今後はこれらの取組と併せて、個別訪問などハイリスクアプローチ<sup>※4</sup>を推進します。

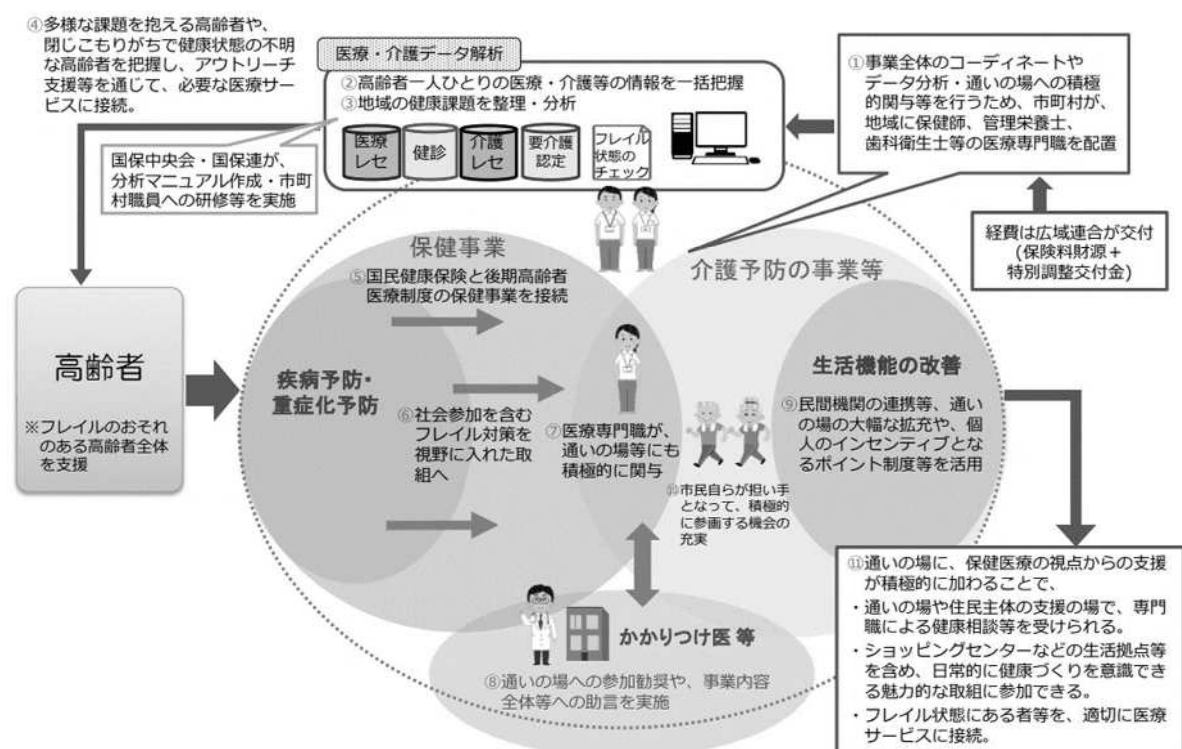
※3 ポピュレーションアプローチ

普及啓発や環境整備によって集団全体の健康づくりを目指す方法。

※4 ハイリスクアプローチ

健康診査や保健指導などによって疾患の発症リスクの高い特定の対象者に介入する方法。

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のイメージ図



[出典]厚生労働省資料

## 6 生きがいづくりの促進

### (1) 老人クラブ活動への支援

高齢者が培ってきた知識や経験、技術を活かしながら、生きがいを感じる生活を送れるように各地域の老人クラブや社会福祉協議会、各種ボランティア団体等関係機関と連携を図り、高齢者の社会参加の促進・支援を行います。

### (2) 生涯学習活動の推進

ひまわり大学や生きがいセミナーの開催、高齢社会における生活課題に対応した学習機会の提供など、高齢者教育に関する事業を推進します。

また、各種サークルや団体への加入促進、多様化するニーズに対応した学習機会の提供、各種活動の指導者としての養成と活動の場の提供など、成人教育等に関する事業を推進します。

### (3) 就労への支援

高齢者の能力と経験を活かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう、北竜町高齢者事業団シルバー人材センターが設置されています。

今後も北竜町高齢者事業団シルバー人材センターの運営に対する支援を継続することで運営体制の維持・強化を図り、会員の生きがいづくりや就労の場となるよう努めます。

## (4) 外出や移動の支援

本町では、地域公共交通として乗り合いタクシーやスクールバスを運行しています。

今後も高齢化の進展により地域交通はますます重要となってくることから、北竜町地域公共交通計画に基づき、高齢者等の利便性に配慮した地域公共交通の改善を推進します。

# 7 介護保険サービスの充実

## (1) 介護・福祉人材確保への支援

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。しかしながら、賃金水準が低調であることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

北竜町においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、介護・福祉人材の確保は深刻な課題となっています。

今後も、資格取得受講料の補助制度を継続するとともに、資格保有者など潜在的人材の掘り起こしなど人材確保に向けた取組を推進します。

また、介護現場の生産性向上に向け、ICTの活用を含めた先進技術の導入支援の検討や文書負担軽減に向けた取組を進めます。

### ■介護・福祉人材確保に関連する事業

事業名	事業の概要
介護福祉士修学資金貸与制度	介護福祉士資格を取得するための学校等に在学する学生に対し、卒業後に町内福祉施設等の業務に従事することを条件に月額 50,000 円の修学資金の貸付を実施します。
介護職員初任者研修受講料助成事業	介護職員初任者研修を修了された方に、受講料・テキスト代を対象として最大 10 万円を助成します。

## (2) 介護保険サービスの情報提供

地域包括支援センターにおいて、サービス提供に関する最新情報を把握し、サービス事業者や利用者に対する情報提供や相談援助を行うとともに、広報活動を充実することにより、サービスの適切な利用を促進します。

また、地域ケア会議において、定期的にサービス事業者との情報交換や相互連携の確保に努めます。

### (3) 介護給付費適正化の推進

介護給付適正化は、介護保険の信頼性を高めるとともに介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度を構築することを目的としています。

国では、介護給付適正化事業の主要5事業を再編し、3事業として推進するとしており、本町においても次のとおり3事業に取り組み、介護給付の適正化を推進します。

#### ■介護給付適正化事業

事業名	取組内容
要介護認定の適正化	適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定に係るすべての認定調査票の内容の点検を行います。
ケアプラン等の点検	町内居宅介護支援事業所の新規・更新ケアプランを月1回点検し、「自立支援に資するケアマネジメント」に向けた支援を行います。 住宅改修の事前申請については、地域ケア会議を活用して点検を行います。また、必要時は、建設課技術職やリハビリ専門職が関与して住宅改修、福祉用具貸与、購入について点検を行い、効果を検証します。
縦覧点検・医療情報との突合	北海道国民健康保険団体連合会に委託し、給付実績の縦覧点検・医療情報との突合を毎月実施し、請求内容の誤りや重複請求を早期に発見し、適切な措置を行います。

## 8 高齢者福祉サービスの充実

### (1) 在宅福祉サービスの充実

自立生活に支援が必要な在宅高齢者に対し、住み慣れた自宅で引き続き生活ができるよう除雪サービス、移送サービスなどの在宅福祉サービスを提供します。

今後も1人暮らし高齢者等が、在宅で充実した生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの提供に努めるとともに、事業を広く周知します。

#### ■在宅福祉サービスの概要

事業名	事業内容
配食サービス事業 (社会福祉協議会委託事業)	低栄養の予防のため食事の宅配を行います。配食時に健康状態等の確認を行います。
移送サービス事業 (社会福祉協議会委託事業)	自力で公共交通機関等による移動が困難な方を対象とし、専用車両により医療機関等への送迎を行います。
除雪サービス事業 (社会福祉協議会委託事業)	自力で除排雪が困難な方を対象とし、屋根雪や軒下などの除雪を行い、在宅福祉の向上を図ります。
高齢者世帯等除雪費助成事業	高齢者等の除雪労働負担軽減を図るため、①玄関前の除雪、②屋根雪下ろし・窓すかしの除雪委託料の2分の1（それぞれ上限2万円）を助成します。

事業名	事業内容
電話サービス事業 (社会福祉協議会委託事業)	独り暮らしの高齢者世帯を対象とし安否確認、話題の提供、生活相談等を行います。
緊急通報システムの設置	独居高齢者等の身体虚弱者を対象とし、急病や事故、火災、ガス漏れ等の緊急時に通報できる機材（緊急通報システム）を設置します。
人にやさしい住環境整備助成事業（住宅改修）	介護を必要とする高齢者や身体障がい者を対象とし、快適で暮らしやすい住宅に改造する場合に、対象経費の2分の1（上限50万円）を助成します。
北竜温泉入館料助成事業	満65歳以上の方及び重度障がい者を対象とし、年間12枚の施設利用券を交付しています。
生活管理指導委員派遣事業 (社会福祉協議会委託事業)	独り暮らしの高齢者等を対象とし、日常生活を送る上で家事援助が必要な方に対し、軽易な日常生活援助（炊事・掃除・洗濯等）を行い、在宅で自立した生活を継続できるよう援助しています。

## （2）介護者（ケアラー）への支援

「老老介護」や「ダブルケア」、「遠距離介護」、「介護離職」など、家族介護を取り巻く課題が多様化している中、介護者への支援の充実が求められています。

北海道においても令和4年4月1日に北海道ケアラー支援条例が制定され、介護者を支援する様々な取組が進められています。

本町では、介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続ける社会を実現するために地域包括支援センターにおける相談業務を実施し、介護負担軽減のための支援を行います。

また、在宅介護サービス利用手当支給事業を通じて、経済的負担の軽減、介護を慰労し在宅生活の継続、福祉の向上を図ります。

### ■介護者支援事業の概要

事業名	事業内容
在宅介護サービス利用 手当支給事業	要介護3～5の認定を受けている方で、在宅サービスを利用している高齢者に月額9,000円を助成します。

## （3）住環境の提供

### ①高齢者住宅の整備

北竜町では、北竜町公営住宅等長寿命化計画に基づき、高齢者住宅の整備を図っています。

今後は老朽化した施設の改築及び計画的な改修により、居住環境の改善を図るとともに、高齢者人口や住環境ニーズ動向を見据えた上で、必要に応じて高齢者住宅の整備を検討します。

## ②入所・入居施設

町内の介護保険施設サービスとして、特別養護老人ホーム1か所、認知症グループホーム1か所が整備されています。

今後もこれらの施設サービスや高齢者の住まいを活用し、入所・入居希望者の需要に適切に応えられるよう努めます。

# 9 生活安全対策の推進

---

## (1) 防災対策の推進

---

近年、我が国では地震や風水害などの災害が多発しており、地域で高齢者を災害から守る体制を築いていくことが急務となっています。

北竜町では、令和2年10月に作成した北竜町避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づき、避難行動要支援者(災害時に支援を必要とする人)の名簿を毎年更新し、町内会などと共有することで、有事の際に迅速に支援ができるよう備えています。

今後も避難行動要支援者名簿の更新を継続するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を推進します。

また、町内会等の避難訓練や各町内会長への呼びかけを積極的に行うことで自主防災組織の結成を促し、地域防災力の向上を図ります。

## (2) 防犯対策の推進

---

高齢者を狙う特殊詐欺は巧妙化・複雑化しており、全国的にも消費者被害に遭う高齢者が後を絶ちません。

本町では、広報等を活用した防犯対策の周知啓発や警察による啓発活動等により特殊詐欺の未然防止に向けた普及活動を行うとともに、特殊詐欺対策自動通話録音機購入費用の助成を行っています。

今後も、町広報誌等を通じて防犯対策のより一層の周知・啓発を図るとともに、警察等関係機関との連携を強化します。また、特殊詐欺被害を防ぐため、特殊詐欺対策自動通話録音機購入費用の助成制度を周知し、その利用促進を図ります。

## (3) 交通安全対策の推進

---

関係機関と協力し、今後も交通事故が発生しにくい環境づくりを進めていくとともに、運転モラルをはじめとする安全意識の高揚を図ります。

また、車に限らず、歩行や自転車でも事故に巻き込まれないよう、安全意識の向上と啓発について警察署や関係部署と連携を図るとともに、高齢者の運転免許返納を促進する「高齢者運転免許証返納サポート事業」及び「高齢者運転免許返納無料送迎」を推進します。

## ■ 運転免許証の返納に係る事業の概要

事業名	事業内容
北竜町高齢者運転免許証返納サポート事業	65歳以上の町民で、自主的に運転免許証を返納し運転経歴証明書が交付された方を対象に運転経歴証明書交付手数料と写真代を助成します。また、町内ハイヤー会社限定で3年間有効のハイヤー利用券を5万円分交付します。
高齢者運転免許証返納無料送迎	運転免許証を自主返納したいが、警察署まで行く手段がないなどの理由で、運転免許証を返納できない高齢者のために、自宅から沼田警察署までの無料送迎を行います。

**(4) 感染症対策の推進**

感染症対策に関する国や道、保健所等からの情報提供を行うとともに、町内の公共施設における感染症対策を推進します。

また、介護保険サービス事業所における感染症対策を支援するため、事業所と感染症対策の情報共有や確認を行います。

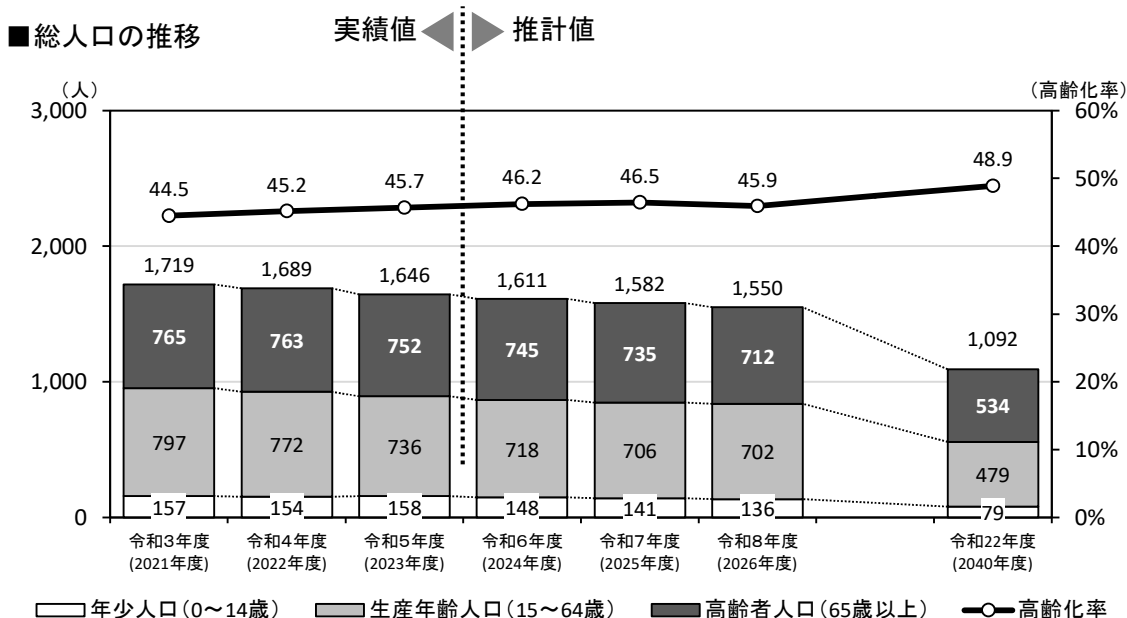
# 第5章 介護保険事業の推進

## 1 将来推計

### (1) 総人口の推計

本町の総人口は減少傾向が続いており、住民基本台帳による人口推移から将来の人口を推計すると、令和8年度の総人口は1,550人、令和22年度は1,092人になると見込まれます。

また、高齢化率もゆるやかに増加し、令和8年度は45.9%、令和22年度は48.9%で推移すると予測されます。



(単位：人)

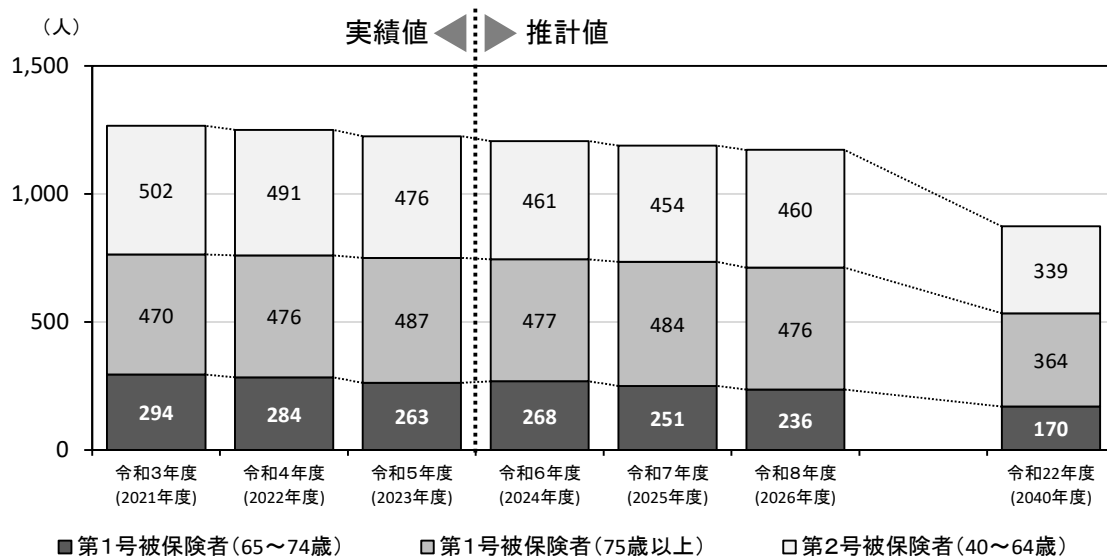
	実績値			推計値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総人口	1,719	1,689	1,646	1,611	1,582	1,550	1,092
年少人口 (0~14歳)	157 (9.1%)	154 (9.1%)	158 (9.6%)	148 (9.2%)	141 (8.9%)	136 (8.8%)	79 (7.2%)
生産年齢人口 (15~64歳)	797 (46.4%)	772 (45.7%)	736 (44.7%)	718 (44.6%)	706 (44.6%)	702 (45.3%)	479 (43.9%)
高齢者人口 (65歳以上)	765 (44.5%)	763 (45.2%)	752 (45.7%)	745 (46.2%)	735 (46.5%)	712 (45.9%)	534 (48.9%)

※実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値  
 ※カッコ内は総人口に占める割合

## (2) 被保険者数の推計

第1号被保険者数は年々減少傾向が続き、令和8年度は712人、令和22年度には534人となることが見込まれます。また、第2号被保険者数も減少傾向が続き、令和8年度は460人、令和22年度には339人となる見込みです。

### ■被保険者数の推移



(単位：人)

	実績値			推計値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
第1号被保険者(65歳以上)	764	760	750	745	735	712	534
65～74歳	294	284	263	268	251	236	170
75歳以上	470	476	487	477	484	476	364
第2号被保険者(40～64歳)	502	491	476	461	454	460	339

※第1号被保険者実績値：介護保険月報（各年9月末現在）、第2号被保険者実績値：住民基本台帳（各年9月末）

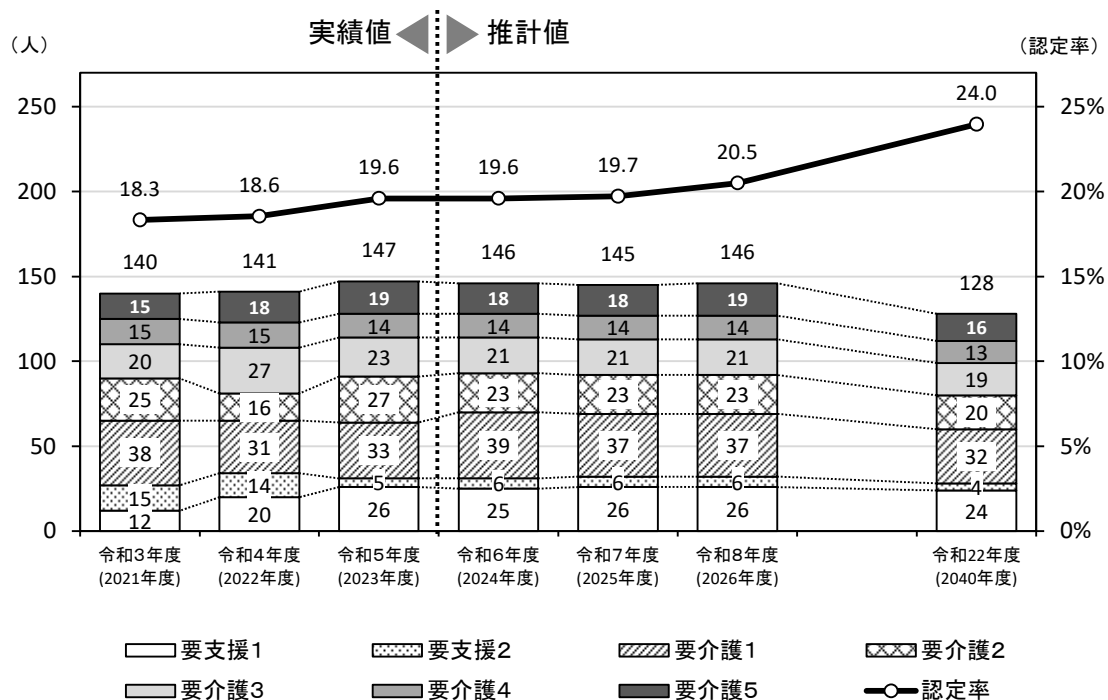
※推計値：第1号被保険者、第2号被保険者ともにコーホート変化率法による推計値

### (3) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は令和5年度の147人からおおむね横ばいに推移し、令和8年度は146人と見込んでいますが、その後減少して令和22年度は128人となる見込みです。

また、高齢化の進展に伴って要介護認定率も上昇し、令和8年度は20.5%、令和22年度は24.0%になると予想されます。

#### ■要介護認定数の推移



	実績値			推計値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
要介護認定者数(人)	140	141	147	146	145	146	128
要支援1	12	20	26	25	26	26	24
要支援2	15	14	5	6	6	6	4
要介護1	38	31	33	39	37	37	32
要介護2	25	16	27	23	23	23	20
要介護3	20	27	23	21	21	21	19
要介護4	15	15	14	14	14	14	13
要介護5	15	18	19	18	18	19	16
要介護認定率(%)	18.3	18.6	19.6	19.6	19.7	20.5	24.0

※実績値：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

※推計値：男女年齢5歳階級ごとの認定率実績をもとに推計

## 2 サービス見込量の推計

### (1) 介護給付事業

#### ① 居宅サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における居宅サービスの利用者数については、要介護認定者の増加及び利用者の要望等を勘案し、下記のとおり見込みます。

需要の増加が見込まれるサービスについては増加傾向を示し、その他のサービスについては、横ばいまたは微増として算出しています。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
訪問介護	回/月	285.8	256.3	222.9	223.0	223.0	223.0	223.0
	人/月	7	6	7	7	7	7	7
訪問入浴介護	回/月	3	2	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	1	0	0	0	0	0	0
訪問看護	回/月	6.0	5.9	14.0	25.0	25.0	25.0	25.0
	人/月	2	2	4	4	4	4	4
訪問リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	人/月	4	4	4	4	4	4	4
通所介護	回/月	25	17	13	21.0	21.0	21.0	21.0
	人/月	3	3	2	3	3	3	3
通所リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	日/月	241.0	172.9	207.1	241.3	241.3	241.3	211.3
	人/月	17	12	16	16	16	16	14
短期入所療養介護	日/月	0.0	4.8	4.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	人/月	0	1	1	1	1	1	1
福祉用具貸与	人/月	22	17	14	20	20	20	17
特定福祉用具購入費	人/月	0	0	0	1	1	1	1
住宅改修費	人/月	1	0	0	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人/月	3	2	2	3	3	3	3
居宅介護支援	人/月	41	34	39	38	37	36	31

### ②地域密着型サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における地域密着型サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	2	1	1	2	2	2	2
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	130.4	103.8	202.8	186.7	178.7	178.7	156.4
	人/月	28	19	27	26	25	25	22
認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	1	1	1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	人/月	12	12	13	13	13	13	12
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

### ③施設サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における施設サービス利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
介護老人福祉施設	人/月	35	38	42	43	43	44	39
介護老人保健施設	人/月	4	2	3	4	4	4	4
介護医療院	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	人/月	0	0	0				

## (2) 予防給付事業

### ①介護予防サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における予防給付サービスの利用者数については、高齢者人口及び利用者の増加に伴うサービス量の増加を勘案し、下記のとおり見込みます。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	8.4	4.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	人/月	2	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	日/月	12.0	13.8	2.0	16.6	16.6	16.6	16.6
	人/月	2	2	1	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	8	8	9	7	8	8	7
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修費	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	人/月	11	9	10	10	10	10	9

### ②地域密着型介護予防サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	1	1	1	1	0

### (3) 介護保険サービス事業費

#### ①介護給付事業費の給付見込み

第9期計画期間及び令和22年度における介護給付事業費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
<b>居宅サービス</b>							
訪問介護	9,543	8,362	7,778	7,656	7,666	7,666	7,666
訪問入浴介護	402	280	0	0	0	0	0
訪問看護	431	433	1,041	2,029	2,032	2,032	2,032
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	523	624	532	610	611	611	611
通所介護	1,729	1,260	1,014	1,610	1,612	1,612	1,612
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	21,075	15,129	17,266	20,792	20,818	20,818	18,320
短期入所療養介護	0	582	501	1,262	1,264	1,264	1,264
福祉用具貸与	2,451	1,853	1,819	2,580	2,580	2,580	2,291
特定福祉用具購入費	72	72	0	267	267	267	267
住宅改修費	857	258	0	913	913	913	913
特定施設入居者生活介護	5,808	4,979	4,330	6,449	6,457	6,457	6,457
居宅介護支援	6,595	5,566	6,530	6,029	5,882	5,728	4,952
<b>地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,257	1,802	2,059	4,369	4,375	4,375	4,375
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	13,918	11,159	21,278	20,502	19,717	19,717	17,333
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1,457	1,471	1,484	1,492	1,494	1,494	1,494
認知症対応型共同生活介護	34,270	34,235	40,890	38,548	38,597	38,597	35,669
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	97,719	107,600	115,651	125,194	125,352	128,520	113,475
介護老人保健施設	13,452	6,328	8,311	11,722	11,737	11,737	11,737
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0				
合計	214,560	201,992	230,485	252,024	251,374	254,388	230,468

※端数処理により合計が合わない場合があります。

## ② 予防給付事業費の給付見込み

第9期計画期間及び令和22年度における予防給付事業費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
居宅サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	658	345	0	350	350	350	350
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	817	980	124	1,114	1,116	1,116	1,116
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	414	386	435	363	416	416	363
特定介護予防福祉用具購入費	37	106	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修費	443	49	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	578	494	578	560	561	561	504
地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	658	2,023	2,025	2,025	0
合計	2,948	2,359	1,795	4,410	4,468	4,468	2,333

※端数処理により合計が合わない場合があります。

## ③ 総給付費の見込み

第9期計画期間及び令和22年度における総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
介護給付事業費	214,560	201,992	230,485	252,024	251,374	254,388	230,468
予防給付事業費	2,948	2,359	1,795	4,410	4,468	4,468	2,333
総給付費	217,508	204,351	232,279	256,434	255,842	258,856	232,801

※端数処理により合計が合わない場合があります。

### 3 介護保険料の算定

#### (1) 標準給付費の見込み

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付費見込額を計算した結果は下記のとおりです。

(単位：千円)

	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	第9期 合計	令和 22年度 (2040)
	①総給付費	256,434	255,842		
②特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (③+④)	13,460	13,477	13,741	40,678	12,079
③特定入所者介護サービス費等給付額	13,272	13,272	13,533	40,078	12,079
④特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	187	204	208	600	0
⑤高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (⑥+⑦)	5,697	5,666	5,706	17,069	4,911
⑥高額介護サービス費等給付額	5,602	5,563	5,602	16,767	4,911
⑦高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	95	103	104	302	0
⑧高額医療合算介護サービス費等給付額	1,143	1,135	1,143	3,422	1,002
⑨算定対象審査支払手数料	146	145	146	437	128
標準給付費見込額 (①+②+⑤+⑧+⑨)	276,880	276,266	279,592	832,738	250,921

※端数処理により合計が合わない場合があります。

#### (2) 地域支援事業費の見込み

第9期計画期間及び令和22年度における地域支援事業費の費用見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	第9期 合計	令和 22年度 (2040)
	①介護予防・日常生活支援総合事業費	6,993	6,871		
②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	12,435	12,350	12,435	37,219	10,902
③包括的支援事業（社会保障充実分）	3,417	3,393	3,417	10,226	2,995
地域支援事業費見込額(①+②+③)	22,844	22,614	22,728	68,187	20,436

※端数処理により合計が合わない場合があります。

### (3) 保険料収納必要額の見込み

介護保険事業に必要な事業費をもとに、第1号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は下記のとおりです。

(単位：千円)

	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	第9期 合計	令和 22年度 (2040)
	①標準給付費見込額	276,880	276,266		
②地域支援事業費見込額	22,844	22,614	22,728	68,187	20,436
③事業費合計 (①+②)	299,724	298,880	302,321	900,924	271,357
④第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	26.0%
⑤第1号被保険者負担相当額 (③×④)	68,937	68,742	69,534	207,213	70,553
⑥調整交付金相当額	14,194	14,157	14,323	42,674	12,873
⑦調整交付金見込額	28,274	28,710	30,108	87,092	29,814
⑧準備基金取崩額				0	0
⑨財政安定化基金償還金				0	0
⑩保険料収納必要額 (⑤+⑥-⑦-⑧+⑨)				162,794	53,612

※端数処理により合計が合わない場合があります。

### (4) 所得段階別被保険者数の推計

各段階における将来の所得段階別第1号被保険者数を推計した結果は以下のとおりです。

(単位：人)

	所得段階別第1号被保険者数					基準額に 対する割合
	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	第9期 合計	令和 22年度 (2040)	
第1段階	124	123	118	365	89	0.455
第2段階	96	94	91	281	69	0.685
第3段階	78	77	75	230	56	0.690
第4段階	67	66	64	197	48	0.900
第5段階	112	111	108	331	81	1.000
第6段階	157	155	150	462	112	1.200
第7段階	62	61	59	182	45	1.300
第8段階	20	19	19	58	14	1.500
第9段階	10	10	9	29	7	1.700
第10段階	5	5	5	15	4	1.900
第11段階	6	6	6	18	4	2.100
第12段階	2	2	2	6	1	2.300
第13段階	6	6	6	18	4	2.400
第1号被保険者数	745	735	712	2,192	534	
補正後第1号被保険者数	705	696	675	2,076	504	

※補正後第1号被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

### (5) 保険料基準額の算定

保険料収納必要額と予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により、介護保険料(月額)の基準額は6,600円となります。

	令和6～8年度 (2024～2026年度)	令和22年度 (2040年度)
①保険料収納必要額	162,794千円	53,612千円
②予定保険料収納率	99.0%	99.0%
③補正後第1号被保険者数	2,076人	504人
④保険料基準額(月額) (①÷②÷③÷12)	6,600円	8,949円

### (6) 所得段階別保険料の見込み

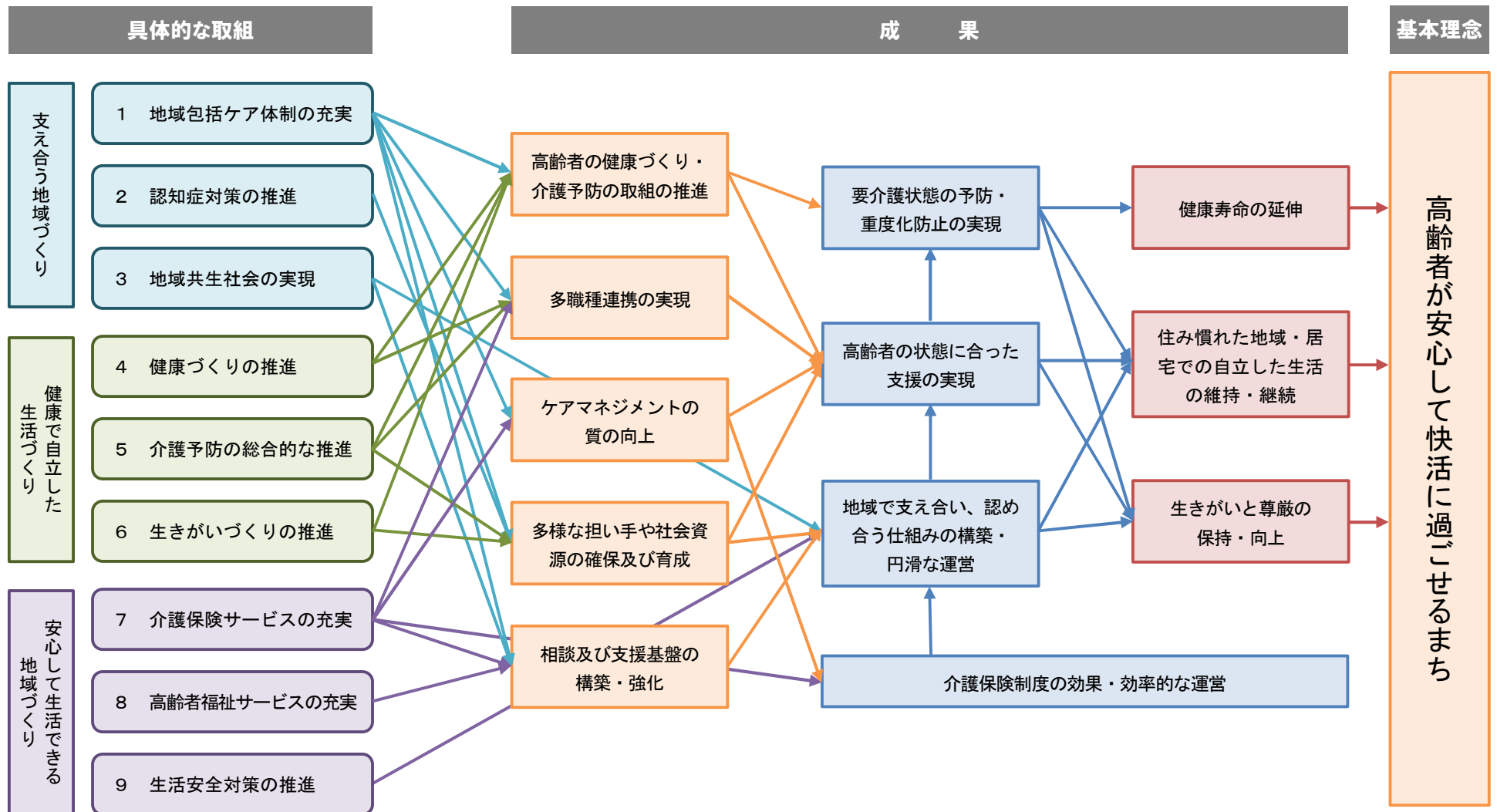
第9期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準額に対する割合	介護保険料(円)	
			年額	月額
第1段階	○生活保護受給者の方。 ○世帯全員が町民税非課税の老齢年金受給の方。 ○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等80万円以下の方。	0.285 (0.455)	22,500円 (36,000円)	1,881円 (3,003円)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の方。	0.485 (0.685)	38,500円 (54,200円)	3,201円 (4,521円)
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入が120万円を超える方	0.685 (0.690)	54,200円 (54,600円)	4,521円 (4,554円)
第4段階	○本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円以下の方。	0.900	71,200円	5,940円
第5段階 (基準段階)	○本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円を超える方。	1.000	79,200円	6,600円
第6段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円未満の方。	1.200	95,000円	7,920円
第7段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方。	1.300	102,900円	8,580円
第8段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方。	1.500	118,800円	9,900円
第9段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方。	1.700	134,600円	11,220円
第10段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方。	1.900	150,400円	12,540円
第11段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方。	2.100	166,300円	13,860円
第12段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方。	2.300	182,100円	15,180円
第13段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が720万円以上の方。	2.400	190,000円	15,840円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減前の値

# 第6章 計画における目標設定

## 1 施策・指標マップ



参考：平成28年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 地域支援事業の実施状況及び評価指標等に関する調査研究事業

## 2 成果指標・目標

成 果	指 標	実績	取組目標			
		令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	
高齢者の健康づくり・介護 予防の取組の推進	閉じこもりリスクの高齢者の割合	32.3%	—	—	減少	
	運動器機能リスク高齢者の割合※ <sup>3</sup>	15.8%	—	—	減少	
	転倒リスク高齢者の割合※ <sup>3</sup>	38.8%	—	—	減少	
	認知症リスク高齢者の割合	47.1%	—	—	減少	
	低栄養リスク高齢者の割合	6.5%	—	—	減少	
	咀嚼機能低下リスク高齢者の割合	28.5%	—	—	減少	
	うつリスク高齢者の割合	37.2%	—	—	減少	
多職種連携の実現	医療・介護関係者の情報共有状況 (共有システムケース登録数)	3	4	5	6	
	医療・介護関係者の連携状況(地域ケア 会議参加者に対する調査において「連携 が図れている」と回答した割合)	100%	維持	維持	維持	
ケアマネジメントの質の向上	居宅介護支援事業所との連絡会議回数※ <sup>1</sup>	12	12	12	12	
	地域ケア個別会議回数※ <sup>1</sup>	12	12	12	12	
多様な担い手や社会資源の 確保及び育成	ボランティア団体数	3	3	3	3	
相談及び支援基盤の強化	総合相談件数(地域包括支援センター)	389	380	380	380	
要介護状態の予防・重度化 防止の実現	介護予防運動教室延べ参加人数※ <sup>1</sup>	968	970	970	970	
	介護予防教室開催回数※ <sup>1</sup>	21	20	20	20	
	リハビリ専門職の活動日数※ <sup>3</sup>	49	50	50	50	
	住民主体の活動団体・単位クラブ数※ <sup>1</sup>	16	16	16	16	
高齢者の状態にあった支援 の実現	地域ケア推進会議開催回数※ <sup>1</sup>	8	12	12	12	
地域で支え合い、認め合う 仕組みの構築・円滑な運営	小中学生への認知症サポーター養成講 座実施回数※ <sup>2</sup>	2	2	2	2	
	認知症カフェ実施回数※ <sup>2</sup>	12	18	20	24	
介護保険制度の効果的・ 効率的な運営	要介護認定における調査票点検件数※ <sup>4</sup>	全件	全件	全件	全件	
	ケアプラン点検月数※ <sup>4</sup>	12	12	12	12	
	住宅改修の訪問確認件数※ <sup>4</sup>	全件	全件	全件	全件	
	医療情報との突合回数※ <sup>4</sup>	12	12	12	12	
健康寿命の延伸	平均自立期間(要介護2以上)	男	74.2歳	—	—	上昇
		女	87.2歳	—	—	上昇
	平均自立期間(要支援以上)	男	73.4歳	—	—	上昇
		女	84.9歳	—	—	上昇
住み慣れた地域・居宅での 自立した生活の維持・継続	在宅高齢者率	88.9%	—	—	上昇	
	北竜町が高齢者にとって暮らしやすい と答えた割合	63.4%	—	—	上昇	
生きがいと尊厳の保持・向上	主観的幸福感の高い高齢者の割合	43.5%	—	—	上昇	
	主観的健康観の高い割合	74.0%	—	—	上昇	
	生きがいを感じている高齢者の割合	61.4%	—	—	上昇	

※<sup>1</sup> 高齢者の自立支援と重度化防止の取組目標、※<sup>2</sup> 認知症対策の取組目標、※<sup>3</sup> リハビリテーションに関する取組目標  
 ※<sup>4</sup> 介護給付適正化の取組目標

# 第7章 計画の推進

## 1 保健・医療・福祉の連携体制の構築

高齢者の健康的な生活の持続のために、必要な人が必要なサービスを受けられるよう保健・医療・福祉等、関係機関の連携や一体的な取組が必要です。

今後さらに高齢者福祉を促進するために、引き続き地域ケア会議や関係者連絡会を開催していきます。

また、福祉を担う人材の不足が続いていることから、町民のボランティア活動の促進に努めます。

## 2 行政等の体制

### (1) 推進体制

本計画における高齢者保健福祉施策の推進については、関係部署が連携をとり、より効果的で効率的な施策の実施に努めます。

また、介護保険事業や地域支援事業は、地域包括支援センターを中心とした行政機関や関連する各機関の連携・支援により、地域で生活する高齢者やその家族のニーズに応えられるサービスの提供に努めます。

### (2) 計画の点検

本計画は計画期間の最終年度である令和8年度に改定を行うこととなりますが、改定作業にあたっては、計画に定めた内容を継続的に点検し、検討していくことが必要です。特に介護保険サービスについては、保険料水準に対応したサービスの利用量や供給量だけではなく、利用者が満足するサービスが提供されているかなどを含めた総合的な点検を推進します。

高齢者保健福祉計画については、各施策の実施・運営等について点検を行い、計画の適正な推進に努めます。

## 3 計画の普及・啓発

介護保険事業の見直しを機に再構築された高齢者保健福祉サービスが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その趣旨や仕組みを広く町民に理解してもらい、積極的に利用してもらうことが重要です。

将来的に、高齢者が住み慣れた地域において健康で生き生きした生活を続けられるよう、介護保険サービスのほかに、高齢者の自立生活を支える福祉サービスや、生活習慣病等を予防し高齢者の健康を守る保健サービスについて、広く町民に周知を図り、事業の普及・啓発に努めます。



北竜町

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行日 令和6年3月

編集・発行 北竜町 住民課

〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和11番地1

電話 0164-34-2111 Fax 0164-34-3766

<http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp/>